

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年6月10日

【計算期間】 第14特定期間
（自 平成20年9月11日 至 平成21年3月10日）

【ファンド名】 グローバル・ボンド・ポート 毎月決算コース（為替ヘッジなし）

【発行者名】 D I A Mアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長浜 力雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【事務連絡者氏名】 大楽 信雄

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

【電話番号】 03-3287-3110

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

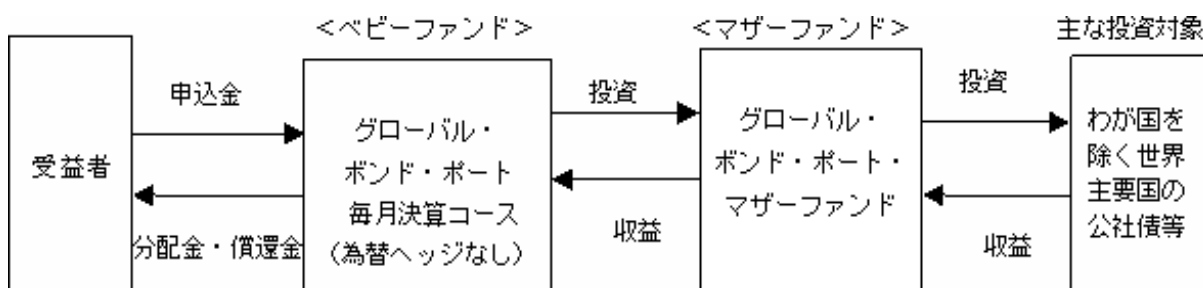
当ファンドは契約型の追加型株式投資信託に属します。

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金の全部または一部をマザーファンド（「グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド」）の受益証券に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。なお、当該マザーファンドは日本を除く世界主要国の公社債を中心に投資を行います。

当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドは、DIAM International Ltdから、運用における助言を得ています。

当ファンドの信託金の限度額は、2,000億円とします。

「ファミリーファンド」の仕組み



ベビーファンドはマザーファンドのほか、公社債等に直接投資を行うこともあります。

商品分類表

単位型投信 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

商品分類定義

単位型投信・追加型投信

「追加型投信」とは一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

投資対象地域

「海外」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資対象資産

「債券」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を除く)		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	日本		
債券 一般	年6回	北米	ファミリーファ ンド	あり ()
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		なし
	その他 ()	アフリカ	ファンド・オブ ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券 (債券))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分定義

投資対象資産

「その他資産（投資信託証券（債券）」とは目論見書または投資信託約款において、マザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、主として債券へ実質的に投資する旨の記載があるものをいいます。

(注) 商品分類表の投資対象資産は債券に分類され、属性区分表の投資対象資産はその他資産（投資信託証券（債券））に分類されます。

決算頻度

「年12回（毎月）」とは目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域

「グローバル（日本を除く）」とは目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態

「ファミリーファンド」とは目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

為替ヘッジ

「なし」とは目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。上記以外の商品分類および属性区分の定義については、以下の方法でご確認ください。

・投資信託協会への照会

ホームページ URL <http://www.toushin.or.jp/>

（２）【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人は次の通りです。

委託会社：D I A Mアセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として信託財産の運用の指図、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の作成等を行います。また、販売会社として、募集等の業務を行います。

受託会社：みずほ信託銀行株式会社

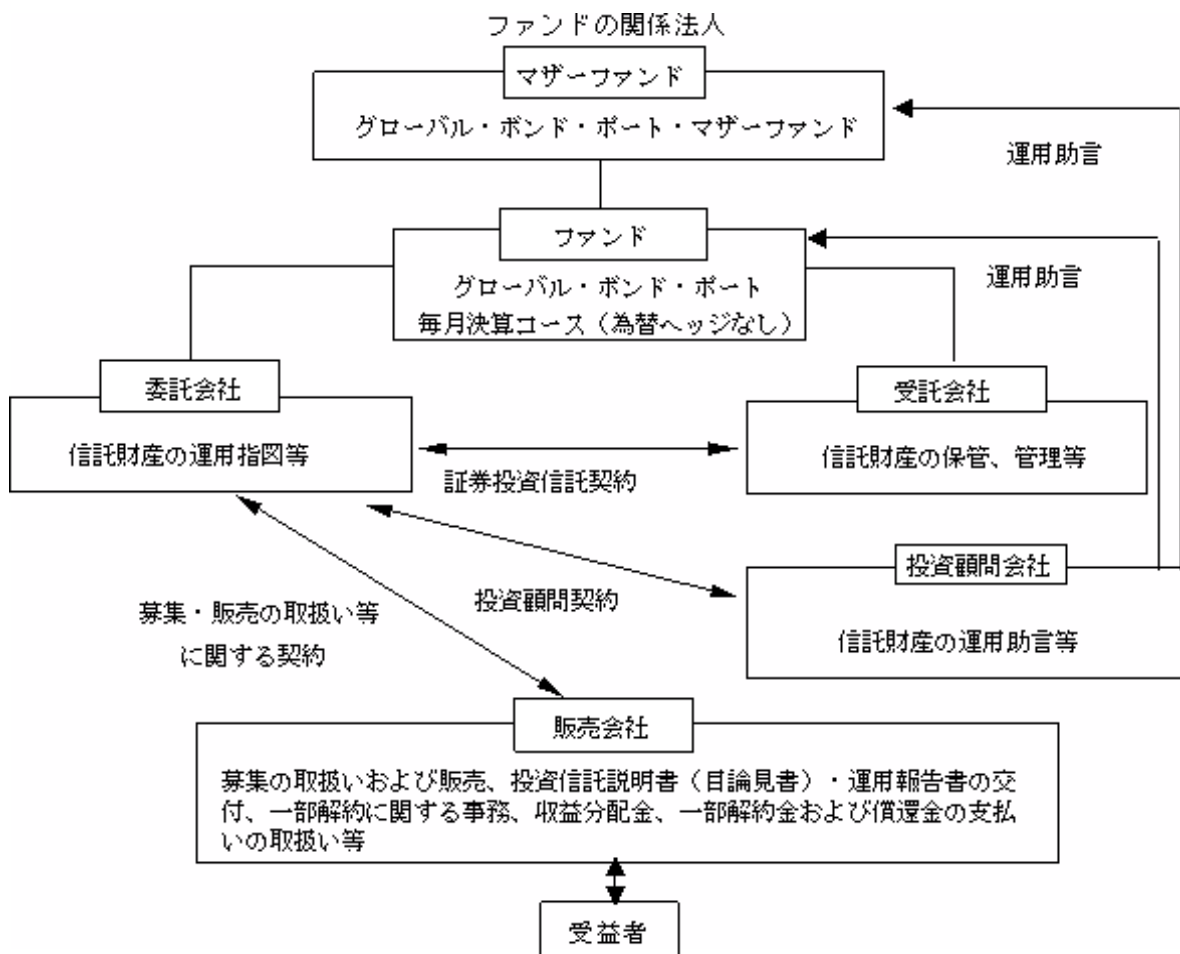
当ファンドの信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

販売会社

当ファンドの募集の取扱いおよび販売を行い、投資信託説明書（目論見書）・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金、一部解約金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

投資顧問会社：DIAM International Ltd

委託会社との投資顧問契約に基づき、当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用助言等を行います。



・「証券投資信託契約」の概要

委託会社と受託会社との間においては、当ファンドの設定時に証券投資信託契約を締結しております。当該契約の内容は、運用の基本方針、投資対象、投資制限、受益者の権利等を規定したものであります。

・「募集・販売の取扱い等に関する契約」の概要

委託会社と販売会社との間においては、募集・販売の取扱い等に関する契約を締結しております。当該契約の内容は、証券投資信託の募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金および償還金の受益者への支払い等に関する包括的な規則を定めたものです。

・「投資顧問契約」の概要

委託会社と投資顧問会社との間においては当ファンドおよびマザーファンドの運用にかかる助言契約が締結されております。

当該契約の内容は、投資顧問サービスの内容、助言の基本方針、運用の責任等について規定したものです。

委託会社の概況

資本金の額

20億円（平成21年3月31日現在）

委託会社の沿革

昭和60年7月1日	会社設立
平成10年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
平成10年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
平成11年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社及び日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
平成20年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更

大株主の状況

（平成21年3月31日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	50.0%
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	12,000株	50.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

<ファンドの特色>

運用方針

ベンチマークであるシティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）を上回る運用成果をめざします。

- 投資対象国の景気・金利動向を分析し、ベンチマークと比べて、より金利低下が見込まれ、かつ償還までの期間がより長い債券を組み入れることにより、ベンチマークを上回ることを目標に運用します。

- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジは行いません。

ただし、通貨別見通しに基づき、円以外の通貨間での為替予約等を用いることにより、債券国別投資比率と通貨別投資比率が異なる場合があります。

- 運用にあたってはDIAM International Ltdの運用アドバイスを参考にします。

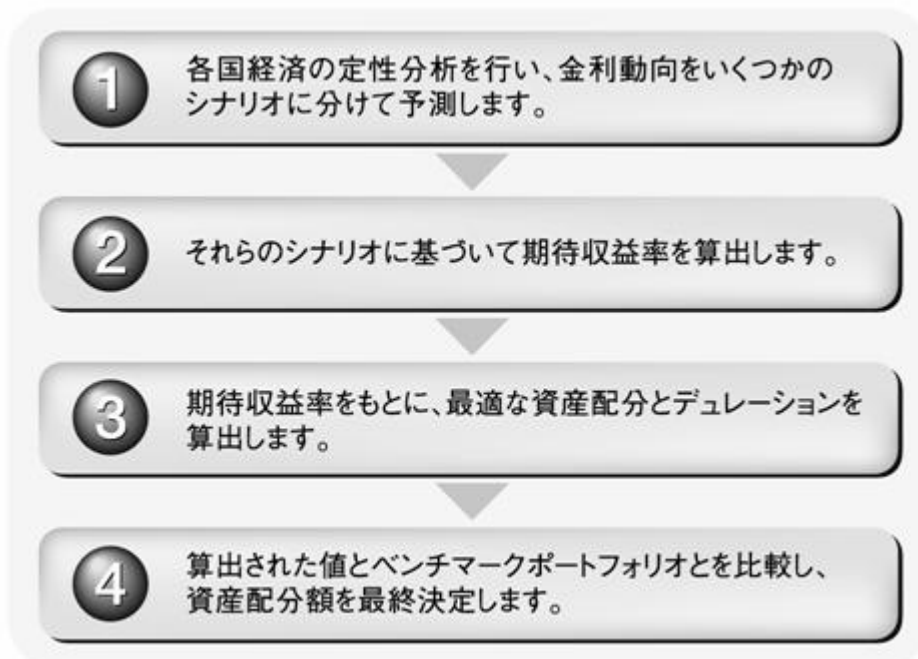
ベンチマークであるシティグループ世界国債インデックスと比較して運用利回りが見劣りする場合があります。また、外貨建資産への投資には、為替リスクがあります。

シティグループ世界国債インデックスとは

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケット・インクが開発した、世界主要国の国債の総合利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケット・インクに帰属します。

運用プロセス

当ファンドは、原則として以下のプロセスにより運用を行います。



信用力重視

主にグローバル・ボンド・ポート・マザーファンド受益証券への投資を通じ、日本を除く世界主要国の国債を中心に、信用力の高いA格以上(海外格付機関のS&P社またはMoody's社の格付を採用。)の格付の債券に投資します。

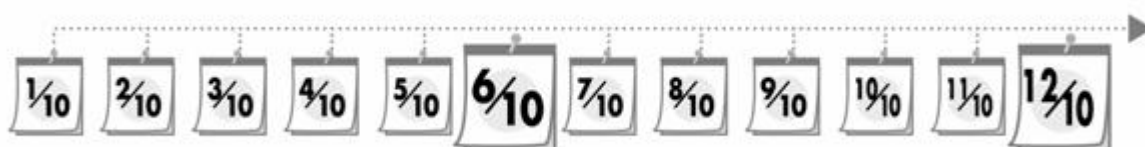
- ・当ファンドは、お客さまの投資資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンド(グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド)に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行います。
- ・マザーファンドの主な投資先は、ベンチマークであるシティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース、為替ヘッジなし)の構成国となります。

信用度の高い公社債であっても、金利変動の影響を受けます。

毎月決算

毎月10日(休業日の場合には翌営業日。)に決算を行い、原則として利子等収益の範囲内で安定的に分配を行うことをめざします。

また、毎年6月、12月の決算時には、原則として利子等収益に売買益等を加えた額から分配を行うことをめざします。



- ・分配金額は、基準価額水準、市況動向を勘案し委託会社の判断により決定します。

分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

2. 投資態度

- ・主にグローバル・ボンド・ポート・マザーファンド受益証券への投資を通じ、日本を除く世界主要国の公社債へ投資し、ベンチマークであるシティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）を上回る投資成果をめざして運用を行います。
- ・投資対象国の景気・金利動向を分析し、ベンチマークと比べて、より金利低下が見込まれ、かつ償還までの期間がより長い債券を組入れることにより、ベンチマークを上回ることを目標に運用します。
- ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
ただし、通貨別見通しに基づき、円以外の通貨間での為替予約等を用いることにより、債券国別投資比率と通貨別投資比率が異なる場合があります。
- ・DIAM International Ltdから運用における助言を得ています。

(2) 【投資対象】

1. この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。（約款第16条）
 - (1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます、以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限り、)
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
 - (2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
2. 有価証券の指図範囲（約款第17条第1項）

委託会社は、信託金を、主としてD I A Mアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたグローバル・ボンド・ポート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

 - (1) 国債証券
 - (2) 地方債証券
 - (3) 特別の法律により法人の発行する債券
 - (4) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
 - (5) 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）の行使、社債権者割当および株主割当により取得した株券ならびに新株引受権証書および新株予約権証券
 - (6) コマーシャル・ペーパー
 - (7) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - (8) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替投資信託受益権を含みます。）
 - (9) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - (10) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - (11) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)
 - (12) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - (13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券

に表示されるべきもの

なお、(5)の証券または証書および(7)の証券または証書のうち(5)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(1)から(4)までの証券および(7)の証券のうち(1)から(4)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、(8)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

3. 金融商品の指図範囲(約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、前記2.に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

(1) 預金

(2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

(3) コール・ローン

(4) 手形割引市場において売買される手形

(5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

4. 前記2.の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を前記3.の(1)から(4)までの金融商品により運用することの指図ができます。(約款第17条第3項)

（参考）グローバル・ボンド・ポート・マザーファンドの投資方針

<基本方針>

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。

<主な投資対象>

わが国を除く世界主要国の公社債を主要投資対象とします。

<投資態度>

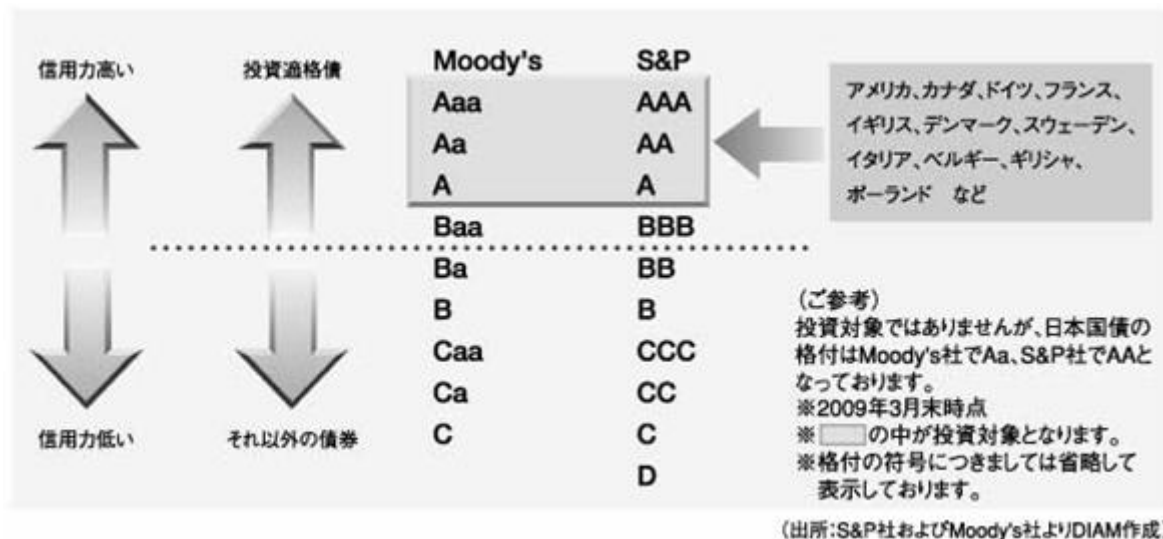
- ・主にわが国を除く世界主要国の公社債に投資し、信託財産の成長をはかることを目標に運用を行います。
- ・「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース、為替ヘッジなし）」を運用にあたってのベンチマークとし、インデックスを上回る成果の実現をめざします。
- ・投資対象国の景気・金利動向を分析し、ベンチマークと比べて、より金利低下が見込まれ、かつ償還までの期間がより長い債券を組入れることにより、ベンチマークを上回ることを目標に運用します。

原則として以下のプロセスにより運用を行います。

- 1) 各国経済の定性分析を行い、金利動向をいくつかのシナリオに分けて予測します。
 - 2) それらのシナリオに基づいて期待収益率を算出します。
 - 3) 期待収益率を基に、最適な資産配分とデュレーションを算出します。
 - 4) 算出された値とベンチマークポートフォリオとを比較し、資産配分額を最終決定します。
- 主な投資先は、ベンチマーク構成国となります。

- ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

- ・日本を除く世界主要国の国債を中心に、A格以上（海外格付機関のS&P社又はMoody's社の格付を採用）の格付の債券に投資します。



- ・外債運用はロンドンにあるDIAM International Ltd が様々な定性・定量分析を行い、債券の銘柄選定、通貨別の資産配分等運用の基本方針と具体案を策定、助言し、D I A Mアセットマネジメント株式会社はそれを吟味したうえで、運用を実行します。

DIAM International Ltdは、みずほフィナンシャルグループにおけるグローバルな資産運用の拠点として、総合的な運用サービスを日本ならびに世界の投資家に提供しております。同社は、2000年4月にD I A Mアセットマネジメント株式会社の子会社となりました。

- ・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券先物取引等を行うことができます。

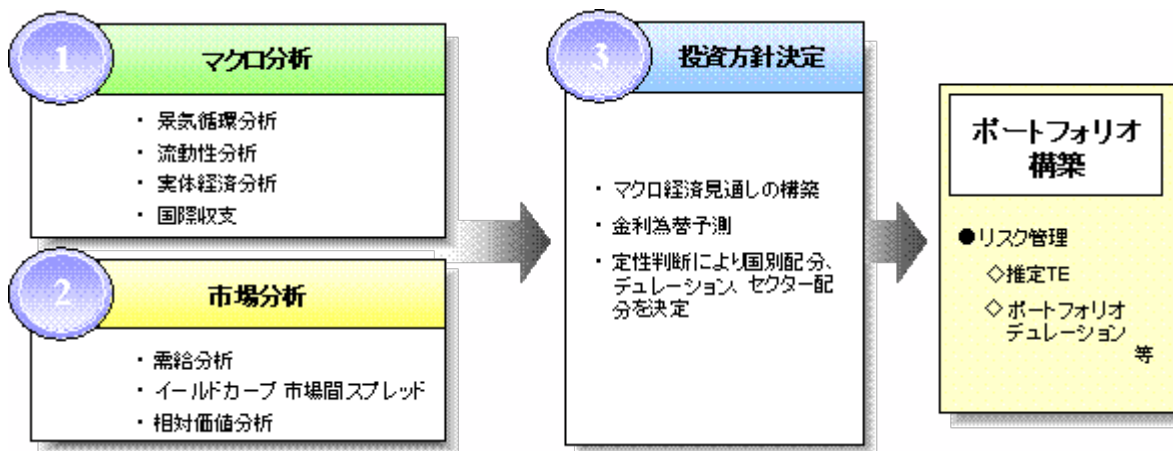
<主な投資制限>

株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、株式（株式投資信託証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。外貨建資産への投資には、制限を設けません。

（３）【運用体制】

- １．当ファンドおよび当ファンドの主要投資対象であるグローバル・ボンド・ポート・マザーファンドはDIAM International Ltdの運用助言を受けます。

DIAM International Ltdにおける運用体制



- ・ 投資対象地域（国）の金利水準は、名目成長率と強い相関を持ちます。中長期の為替需給は、国際収支中の広義基礎収支と強い相関を持ちます。このため、実質成長率・インフレ率・国際収支構造を予測することで、市場金利並びに為替相場の変動予測が可能と考えます。
- ・ ファンダメンタルズ分析は、経済指標に基づくマクロ分析を主とし、ヒストリカルデータに基づく市場分析を従とします。マクロ分析は、景気循環、流動性、実体経済、国際収支の４分野に注力し、投資対象地域（国）の成長率、インフレ率、国際収支構造の予測を目的とします。
- ・ ロンドンの債券運用チームならびに東京の外国債券運用グループメンバーは、ファンダメンタルズ分析に従事すると共に、定性判断による合議を通じて、マクロ経済見通し・金利為替見通し・デューレーション・セクター配分を決定します。モデルポートフォリオ決定に際しては、金利為替予測を債券・通貨配分一致の条件で最適化した結果を参考とします。

イールドカーブ

公社債の償還までの期間(残存年数)を横軸、利回りを縦軸にとり、グラフを描き、描かれた曲線をイールドカーブと呼びます。利回り曲線とも言い、金利の期間構造の分析に用いられます。

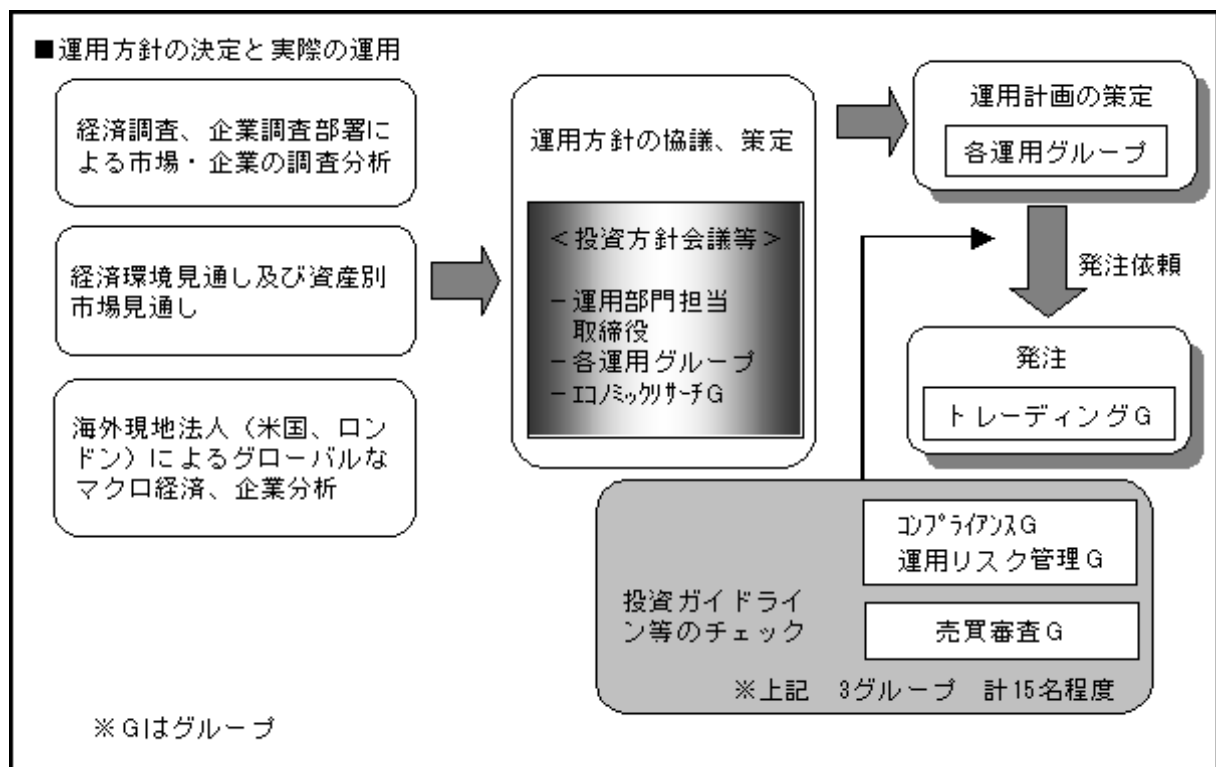
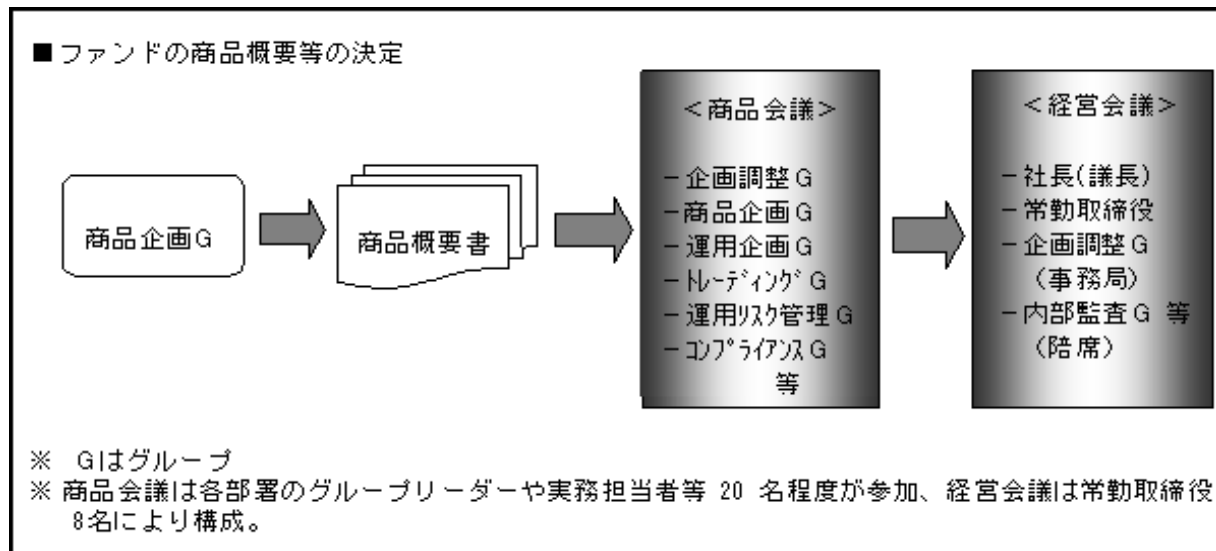
TE（トラッキングエラー）

トラッキングエラーとは、ファンドの収益率とベンチマークの収益率に対する乖離度合いを表した数値です。

デューレーション

デューレーションとは、「金利変動に対する債券価格の変動性」を意味するもので、債券デューレーションが長いほど金利変動に対する価格感応度が高くなります。このため、債券投資におけるリスク尺度として使用されています。

2. 委託会社はDIAM International Ltdの運用助言を吟味し、運用を実行いたします。



< ファンドの商品概要等の決定 >

運用目標、運用プロセス、投資対象などの商品内容は、商品企画グループが関連各部署と協議のうえ、「商品概要書」として策定し、企画調整グループが事務局となる「商品会議」にて協議・検討致します。「商品会議」で協議・修正等された商品内容は「経営会議」で経営陣による討議を経て最終決定致します。なお、「経営会議」は、社長が議長を務め、常勤取締役を構成メンバーとし、監査役が同席のうえ、開催される会議であり、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき全般的業務執行方針・計画および重要な業務の実施について協議・決定するとともに経営上の重要事項を審議しています。

< 運用方針の決定と実際の運用 >

経済環境見通し、資産別市場見通し、基本投資方針およびファンドの運用方針は、運用部門担当取締役、各運用グループの運用担当者、エコノミッカーサーチグループ等で構成される「投資方針会議」にて協議、策定致します。運用担当者は、「投資方針会議」において決定された運用方針をファンドの投資方針に照らし合わせて運用計画を策定します。なお、運用計画の策定は、運用担当者およびアナリスト等の調査活動等によって得られた情報も参考にされます。

個別の有価証券等の発注は、運用担当者の発注依頼に基づき、運用部門から独立したトレーディンググループでその大半が執行されます。

なお、ファンドの運用等ガイドラインチェックについては、コンプライアンスグループ、運用リスク管理グループにて行われ、有価証券の売買執行等については売買審査グループにてチェックが行われます。

前記体制は平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎月10日、休業日の場合は翌営業日)に、原則として利子等収益の範囲内で安定的に分配を行います。また、毎年6月および12月の決算時には、原則として利子等収益に売買益(評価益を含みます。)等を加えた額から分配を行います。分配金額につきましては、基準価額水準および市況動向等を勘案し委託会社の判断により決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わない場合があります。

収益の分配方式

a. 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理するものとします。

1) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税(以下、「消費税等」といいます。)に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額、監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、その効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

（５）【投資制限】

マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」（３）投資制限）
株式への投資は、転換社債の転換、新株予約権の行使および社債権者割当等により取得するものに限り、株式（株式投資信託証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。（約款「運用の基本方針」（３）投資制限）

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。（約款「運用の基本方針」（３）投資制限）

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。（約款「運用の基本方針」（３）投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。（約款「運用の基本方針」（３）投資制限）
投資する株式の範囲（約款第19条）

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所等に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所等に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

信用取引の指図範囲（約款第21条）

（a）委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

（b）前記（a）の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- 1．信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- 2．株式分割により取得する株券
- 3．有償増資により取得する株券
- 4．売り出しにより取得する株券
- 5．信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図（約款第22条）

（a）委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

（b）委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

（c）委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図（約款第23条）

（a）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

（b）スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

（c）スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

（d）委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第24条）

（a）委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (b) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第25条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b) 前記(a)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲（約款第26条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の1)および2)の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - 1) 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 前(a)各号で定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認められたときは、担保の受入の指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第27条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲（約款第28条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

資金の借入れ（約款第35条）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は、借入れ指図を行う日の信託財産の純資産総額の10%以内における、当該有価証券等の売却代金または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律 第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において決議をすることができる事項の

全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令 第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

< 基準価額の主な変動要因 >

為替リスク

為替リスクとは、外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が変動するリスクをいいます。一般に外国為替相場が対円で下落（円高）になった場合には、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、外貨建証券が現地通貨建てでは値上がりしている場合でも、当該通貨の為替相場の対円での下落（円高）度合いによっては、当該証券の円ベースの評価額が減価し、当ファンドの受益権の基準価額の変動および分配金に影響を与える要因となります。また外貨建証券への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因による影響を受けて損失を被る可能性もあります。当ファンドでは、為替リスクに対して対円で為替ヘッジを行わないことを原則としているため、円と外国通貨の為替レートの変化が当ファンドの資産価値に大きく影響します。

金利リスク

一般的に金利が上昇すると債券の価格は下落します。当ファンドは、実質的に債券に投資をしますので、金利変動により基準価額が上下します。これにより投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債、コマーシャルペーパーおよび短期金融商品の発行者が、経営不振、その他の理由により利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、当該公社債等の価格は下落（価格がゼロになることもあります。）し、当ファンドの基準価額が下がる要因となります。

< その他の留意点 >

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等があった場合、資金変動等が起こり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等によって市場に混乱が生じた場合、もしくは取引に対して規制が変更となる場合または新たな規制が設けられた場合には、基準価額は予想外に下がる要因となる場合があります。

当ファンドはベンチマークを採用しておりますが、ベンチマークは市場の構造変化等の影響により今後見直す場合があります。また、当ファンドの運用成果は、ベンチマークを上回ることも下回ることもあり、ベンチマークに対して一定の運用成果をあげることを保証するものではありません。

当ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により、分配を行わないことがあります。

資金動向、市場動向等によっては、投資態度にしたがった運用ができない場合があります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付または解約の受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付または解約の受付を取り消すことができるものとします。

当ファンドは受益権口数が5万口を下回った場合、受益者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情がある場合等、当初定められていた信託期間の途中でも信託を終了（繰上償還）する場合があります。

注意事項

イ. 当ファンドは、実質的に公社債など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）

に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本が保証されているものではありません。

- ロ．証券投資信託は、預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ハ．証券投資信託は、金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額とは異なり、購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ニ．証券投資信託は、投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者が負担することとなります。

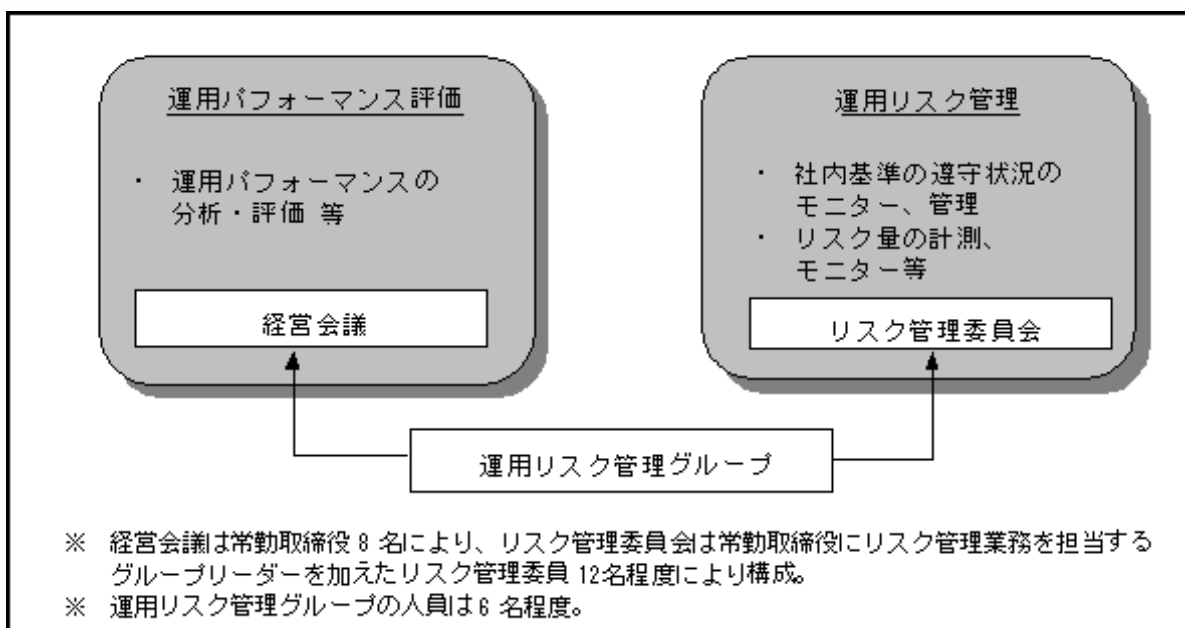
< リスク管理体制 >

投資顧問会社におけるリスク管理体制

委託会社との投資顧問契約に準じ、リスク管理を行っています。

委託会社におけるリスク管理体制

< 運用評価・運用リスク管理体制 >

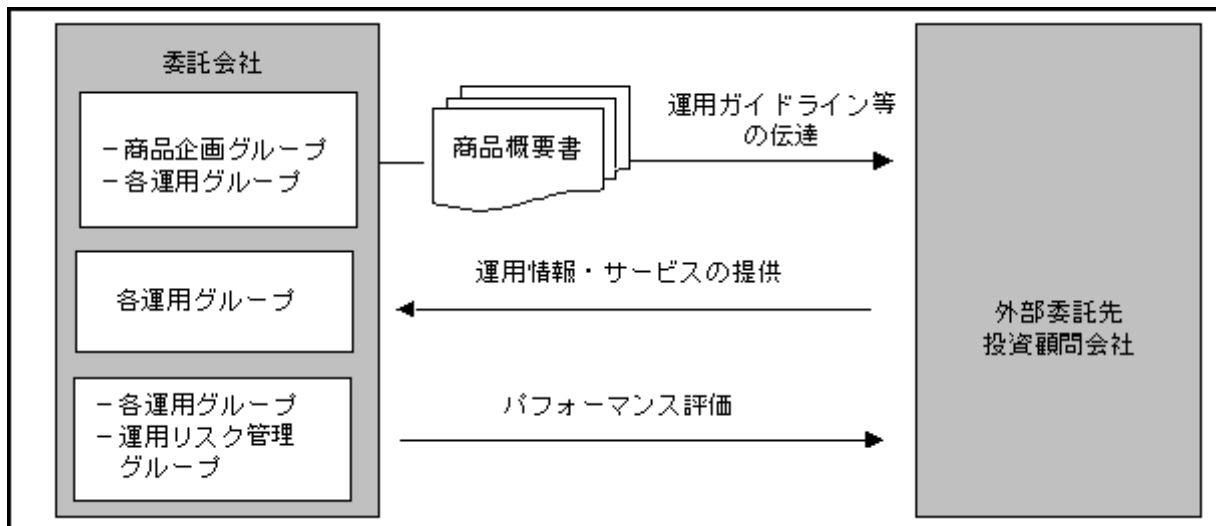


運用パフォーマンス評価は、運用部門から独立した運用リスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、運用リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次でリスク管理委員会に報告致します。

上記体制は平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 外部委託先（助言先）に関する管理体制 >



運用の外部委託先に対しては、ファンドの運用目標、運用プロセス、投資対象などをまとめた商品概要書によって商品内容を伝達し、運用ガイドライン等の徹底を図ります。運用開始後は運用外部委託先と各運用グループが連携し、運用を実施致します。運用内容については、運用リスク管理グループがパフォーマンス評価・分析等を行います。

上記体制は平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜2.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。

償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

・償還乗換えによるお申込みについては、お申込手数料が優遇される場合があります（償還乗換優遇措置）。この場合の取扱いには次にしたがって行われます。

1) お申込受付日が属する月の前3ヵ月以内に償還・買取請求・解約請求により、次のイ.からハ.（「償還金等」といいます。）の支払いを受けた販売会社でお申込みが行われる場合が対象となります。

イ.証券投資信託の償還金

ロ.信託期間を延長した単位型証券投資信託にあっては延長前の信託終了日以降の売却代金および一部解約金

ハ.信託期間を延長した追加型証券投資信託のうち、延長前の信託終了日以降において収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託の延長前の信託終了日以降の売却代金および一部解約金

2) 優遇の対象となるのは、単位型証券投資信託の支払いを受けた場合には、その元本額と償還金等のいずれか大きい額の範囲内で取得する口数とし、追加型証券投資信託の支払いを受けた場合には、償還金等の範囲内で取得する口数とします。

3) なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

・下記の一定の条件を満たした追加型証券投資信託を一部解約請求または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行った販売会社において当ファンドのお申込みをする場合、当該解約代金または売却代金の範囲内で取得する口数については、販売会社独自の料率になる場合があります。（換金乗換優遇措置）

(注)「一定の条件」とは、追加型証券投資信託の受益権を保有する受益者が、当該受益権のお申込みを行った販売会社において、当該信託の信託終了1年前以内で当該販売会社がそれぞれ別に定める期間以降、当該信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社で当ファンドの受益権の取得を申し込む場合をいいます。

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

時期	項目	費用	
		総額	信託財産の純資産総額に対して 年率0.8925% (税抜0.85%)
毎日	信託報酬	委託会社	年率0.39375% ~ 0.44625% (税抜0.375% ~ 0.425%)
		販売会社	年率0.39375% ~ 0.44625% (税抜0.375% ~ 0.425%)
		受託会社	年率0.0525% (税抜0.050%)

・委託会社と販売会社間の配分は、販売会社毎の純資産総額に応じ、下記の通り計算します。

販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社
350億円以下の部分	年率0.44625%(税抜0.425%)	年率0.39375%(税抜0.375%)
350億円超500億円以下の部分	年率0.4200%(税抜0.400%)	年率0.4200%(税抜0.400%)
500億円超の部分	年率0.39375%(税抜0.375%)	年率0.44625%(税抜0.425%)

・信託報酬の総額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中より支弁します。なお、委託会社が受け取る報酬には、投資顧問会社への報酬(当ファンドの純資産総額に応じ、当ファンドの純資産総額に対して年率0.1875%~0.2250%)が含まれております。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

(4)【その他の手数料等】

信託財産留保額

解約時に、解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じて得た額とします。

その他の費用

当ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。

- ・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息ならびに借入金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・信託財産の財務諸表監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該監査に要する費用に係る消費税等相当額とともに信託財産中より支弁します。
- ・有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ・マザーファンドで負担する有価証券の売買時の売買委託手数料および有価証券取引に係る手数料・税金、先物・オプション取引に要する費用、当該手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に関する費用は、間接的に当ファンドで負担することになります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

上記の「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。

(5)【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

収益分配時

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で、原則として源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

一部解約時および償還時

平成23年12月31日までの間は、一部解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、10%(所得税7%および地方税3%)の税率で申告分離課税が適用されます。また特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、10%の税率により源泉徴収が行われ、原則として申告は不要です。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

一部解約時および償還時の差損(譲渡損失)については、一定の条件のもとで確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

平成23年12月31日までの間は、収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。買取請求時の課税について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。
税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(お申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われず、また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に特別分配金が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等には、前記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成21年4月6日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
親投資信託受益証券	日本	52,475,933,632	99.93
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		38,366,223	0.07
合 計（純資産総額）		52,514,299,855	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考) マザーファンドの投資状況

グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド

平成21年4月6日現在

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	米国	30,977,830,302	28.45
	英国	12,112,780,126	11.13
	カナダ	2,471,754,141	2.27
	スウェーデン	1,860,989,494	1.71
	デンマーク	972,169,450	0.89
	ノルウェー	356,559,973	0.33
	ベルギー	2,421,645,600	2.22
	フランス	8,865,183,305	8.14
	ドイツ	27,800,180,360	25.54
	スペイン	5,659,916,500	5.20
	イタリア	357,862,266	0.33
	フィンランド	9,495,037,619	8.72
	オーストリア	1,105,676,541	1.02
	小計	104,457,585,676	95.95
特殊債券	オーストラリア	487,191,344	0.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,924,552,393	3.60
合 計（純資産総額）		108,869,329,413	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

平成21年4月6日現在

順位	銘柄名	種類	国名	口数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	グローバル・ ボンド・ポー ト・マザー ファンド	親投資 信託受 益証券	日本	29,721,303,598	16,621.97	49,402,671,554	17,656.00	52,475,933,632	99.93

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額です。

(注3) 投資有価証券は1銘柄のみです。

種類別業種別投資比率

平成21年4月6日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.93
合計	99.93

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）マザーファンドの投資資産

グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

平成21年4月6日現在

順位	銘柄名	種類	国名	株数又は 券面総額	帳簿価額		評価額		利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)			
1	BUNDESUBL 3.5 04/08/11	国債 証券	ドイツ	7,174,640,000	104.187	7,474,539,952	103.947	7,457,320,816	3.50	2011/4/8	6.85
2	US T N/B 6.25 08/15/23	国債 証券	米国	4,242,417,000	131.535	5,580,093,504	129.285	5,484,639,122	6.25	2023/8/15	5.04
3	FINLAND 4.25 07/04/15	国債 証券	フィン ランド	5,115,000,000	106.505	5,447,475,000	104.915	5,366,146,500	4.25	2015/7/4	4.93
4	US T N/B 3.875 02/15/13	国債 証券	米国	4,806,729,000	109.495	5,262,983,717	108.745	5,226,933,249	3.88	2013/2/15	4.80
5	UK TREASURY 5.0 03/07/12	国債 証券	英国	4,796,800,000	108.385	5,198,771,840	108.025	5,181,503,360	5.00	2012/3/7	4.76
6	FRANCE OAT 4.0 04/25/13	国債 証券	フラン ス	4,501,200,000	105.874	4,765,420,440	105.224	4,736,162,640	4.00	2013/4/25	4.35
7	DEUTSCHLAND 4.25 07/04/14	国債 証券	ドイツ	4,187,480,000	109.374	4,579,846,876	108.674	4,550,534,516	4.25	2014/7/4	4.18
8	FRANCE OAT 6.0 10/25/25	国債 証券	フラン ス	3,399,770,000	123.004	4,181,717,100	121.454	4,129,020,665	6.00	2025/10/25	3.79
9	FINLAND 5.375 07/04/13	国債 証券	フィン ランド	3,743,498,000	110.584	4,139,560,088	110.304	4,128,891,119	5.38	2013/7/4	3.79
10	US T N/B 4.875 02/15/12	国債 証券	米国	3,637,797,000	110.524	4,020,602,378	110.164	4,007,251,663	4.88	2012/2/15	3.68
11	SPAIN 5.75 07/30/32	国債 証券	スペ イン	3,137,200,000	116.413	3,652,045,892	113.663	3,565,772,892	5.75	2032/7/30	3.28
12	DEUTSCHLAND 4.0 01/04/37	国債 証券	ドイツ	3,573,680,000	100.653	3,597,016,130	98.113	3,506,030,238	4.00	2037/1/4	3.22
13	DEUTSCHLAND 4.0 07/04/16	国債 証券	ドイツ	3,137,200,000	107.963	3,386,921,120	106.913	3,353,980,520	4.00	2016/7/4	3.08

14	DEUTSCHLAND 6.5 07/04/27	国債 証券	ドイツ	2,264,240,000	130.17	2,947,361,208	129.90	2,941,247,760	6.50	2027/7/4	2.70
15	DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	国債 証券	ドイツ	2,462,020,000	118.20	2,910,107,640	118.05	2,906,414,610	5.50	2031/1/4	2.67
16	UK TREASURY 4.25 06/07/32	国債 証券	英国	2,890,072,000	106.87	3,088,619,946	100.21	2,896,141,151	4.25	2032/6/7	2.66
17	US T N/B 4.75 03/31/11	国債 証券	米国	2,645,212,500	107.84	2,852,464,899	107.50	2,843,682,794	4.75	2011/3/31	2.61
18	US TREASURY N/B 4.5 05/15/17	国債 証券	米国	2,373,133,500	115.58	2,742,820,237	113.33	2,689,424,733	4.50	2017/5/15	2.47
19	US T N/B 4.0 02/15/14	国債 証券	米国	2,418,480,000	111.40	2,694,138,350	110.17	2,664,463,601	4.00	2014/2/15	2.45
20	BELGIUM 5.0 09/28/12	国債 証券	ベルギー	2,250,600,000	107.76	2,425,246,560	107.60	2,421,645,600	5.00	2012/9/28	2.22
21	DEUTSCHLAND 5.625 09/20/16	国債 証券	ドイツ	1,705,000,000	118.00	2,011,900,000	116.58	1,987,689,000	5.63	2016/9/20	1.83
22	US T N/B 7.25 05/15/16	国債 証券	米国	1,269,702,000	131.97	1,675,600,335	130.05	1,651,196,663	7.25	2016/5/15	1.52
23	SPAIN 5.5 07/30/17	国債 証券	スペイン	1,364,000,000	112.61	1,535,959,480	111.61	1,522,387,680	5.50	2017/7/30	1.40
24	US T N/B 6.375 08/15/27	国債 証券	米国	1,063,123,500	137.23	1,458,966,904	134.69	1,431,889,148	6.38	2027/8/15	1.32
25	UK TREASURY 4.75 09/07/15	国債 証券	英国	1,214,190,000	114.20	1,386,604,980	111.30	1,351,393,470	4.75	2015/9/7	1.24
26	US T N/B 4.25 08/15/15	国債 証券	米国	1,148,778,000	113.91	1,308,527,069	112.45	1,291,835,324	4.25	2015/8/15	1.19
27	UK TREASURY 4.0 09/07/16	国債 証券	英国	1,109,260,000	109.94	1,219,520,444	107.22	1,189,348,572	4.00	2016/9/7	1.09
28	US TREASURY N/B 4.375 02/15/38	国債 証券	米国	1,012,738,500	111.98	1,134,024,063	110.87	1,122,792,793	4.38	2038/2/15	1.03
29	AUSTRIA 5.0 07/15/12	国債 証券	オーストリア	1,029,820,000	107.23	1,104,234,793	107.37	1,105,676,541	5.00	2012/7/15	1.02

30	DEUTSCHLAND 4.0 01/04/18	国債 証券	ドイツ	1,023,000,000	108.52	1,110,159,600	107.23	1,096,962,900	4.00	2018/1/4	1.01
----	--------------------------------	----------	-----	---------------	--------	---------------	--------	---------------	------	----------	------

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

種類別業種別投資比率

平成21年4月6日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	95.95
特殊債券	0.45
合計	96.40

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(平成21年4月6日)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		分配落	分配付	分配落	分配付
第1特定期間	第1期末(平成14年9月10日現在)	5,569	5,585	10,240	10,270
第2特定期間	第2期末(平成14年10月10日現在)	9,034	9,059	10,763	10,793
	第3期末(平成14年11月11日現在)	11,158	11,189	10,549	10,579
	第4期末(平成14年12月10日現在)	14,562	14,602	10,842	10,872
	第5期末(平成15年1月10日現在)	17,556	17,604	10,838	10,868
	第6期末(平成15年2月10日現在)	21,442	21,505	11,234	11,267
	第7期末(平成15年3月10日現在)	23,726	23,796	11,168	11,201
第3特定期間	第8期末(平成15年4月10日現在)	26,589	26,668	11,109	11,142
	第9期末(平成15年5月12日現在)	31,037	31,126	11,470	11,503
	第10期末(平成15年6月10日現在)	34,080	34,174	11,932	11,965
	第11期末(平成15年7月10日現在)	34,534	34,634	11,435	11,468
	第12期末(平成15年8月11日現在)	35,251	35,354	11,320	11,353
	第13期末(平成15年9月10日現在)	34,657	34,761	11,004	11,037

第4特定期間	第14期末（平成15年10月10日現在）	34,374	34,481	10,633	10,666
	第15期末（平成15年11月10日現在）	34,366	34,475	10,428	10,461
	第16期末（平成15年12月10日現在）	36,208	36,320	10,700	10,733
	第17期末（平成16年1月13日現在）	38,751	38,867	11,065	11,098
	第18期末（平成16年2月10日現在）	39,359	39,478	10,963	10,996
	第19期末（平成16年3月10日現在）	41,458	41,577	11,413	11,446
第5特定期間	第20期末（平成16年4月12日現在）	39,535	39,658	10,662	10,695
	第21期末（平成16年5月10日現在）	41,547	41,673	10,931	10,964
	第22期末（平成16年6月10日現在）	41,762	41,890	10,785	10,818
	第23期末（平成16年7月12日現在）	43,299	43,431	10,863	10,896
	第24期末（平成16年8月10日現在）	45,230	45,364	11,149	11,182
	第25期末（平成16年9月10日現在）	44,696	44,830	11,016	11,049
第6特定期間	第26期末（平成16年10月12日現在）	45,215	45,357	11,142	11,177
	第27期末（平成16年11月10日現在）	45,363	45,506	11,094	11,129
	第28期末（平成16年12月10日現在）	42,299	46,549	10,302	11,337
	第29期末（平成17年1月11日現在）	43,225	43,374	10,127	10,162
	第30期末（平成17年2月10日現在）	46,071	46,230	10,157	10,192
	第31期末（平成17年3月10日現在）	47,849	48,014	10,170	10,205
第7特定期間	第32期末（平成17年4月11日現在）	50,708	50,879	10,361	10,396
	第33期末（平成17年5月10日現在）	51,141	51,318	10,122	10,157
	第34期末（平成17年6月10日現在）	52,764	53,211	10,019	10,104
	第35期末（平成17年7月11日現在）	55,639	55,829	10,227	10,262
	第36期末（平成17年8月10日現在）	57,672	57,868	10,302	10,337
	第37期末（平成17年9月12日現在）	59,582	59,786	10,268	10,303
第8特定期間	第38期末（平成17年10月11日現在）	62,026	62,235	10,375	10,410
	第39期末（平成17年11月10日現在）	63,602	63,817	10,360	10,395
	第40期末（平成17年12月12日現在）	64,094	66,798	10,311	10,746
	第41期末（平成18年1月10日現在）	63,442	63,664	10,016	10,051
	第42期末（平成18年2月10日現在）	65,750	65,976	10,185	10,220
	第43期末（平成18年3月10日現在）	65,615	65,845	9,975	10,010
第9特定期間	第44期末（平成18年4月10日現在）	66,514	66,749	9,934	9,969
	第45期末（平成18年5月10日現在）	64,732	64,967	9,640	9,675
	第46期末（平成18年6月12日現在）	66,514	66,750	9,878	9,913
	第47期末（平成18年7月10日現在）	66,028	66,263	9,843	9,878
	第48期末（平成18年8月10日現在）	67,885	68,120	10,097	10,132
	第49期末（平成18年9月11日現在）	68,222	68,457	10,176	10,211
第10特定期間	第50期末（平成18年10月10日現在）	69,447	69,681	10,357	10,392
	第51期末（平成18年11月10日現在）	69,879	70,114	10,407	10,442
	第52期末（平成18年12月11日現在）	68,451	70,360	10,219	10,504
	第53期末（平成19年1月10日現在）	68,354	68,588	10,218	10,253
	第54期末（平成19年2月13日現在）	68,609	68,842	10,330	10,365
	第55期末（平成19年3月12日現在）	67,089	67,319	10,185	10,220

第11特定期間	第56期末（平成19年4月10日現在）	67,685	67,915	10,291	10,326
	第57期末（平成19年5月10日現在）	68,225	68,454	10,432	10,467
	第58期末（平成19年6月11日現在）	65,772	66,646	10,154	10,289
	第59期末（平成19年7月10日現在）	66,954	67,179	10,401	10,436
	第60期末（平成19年8月10日現在）	64,718	64,942	10,129	10,164
	第61期末（平成19年9月10日現在）	63,173	63,396	9,889	9,924
第12特定期間	第62期末（平成19年10月10日現在）	66,039	66,262	10,360	10,395
	第63期末（平成19年11月12日現在）	64,271	64,493	10,145	10,180
	第64期末（平成19年12月10日現在）	64,271	64,492	10,166	10,201
	第65期末（平成20年1月10日現在）	63,835	64,055	10,124	10,159
	第66期末（平成20年2月12日現在）	62,031	62,251	9,885	9,920
	第67期末（平成20年3月10日現在）	61,211	61,430	9,805	9,840
第13特定期間	第68期末（平成20年4月10日現在）	62,033	62,255	9,770	9,805
	第69期末（平成20年5月12日現在）	61,589	61,811	9,718	9,753
	第70期末（平成20年6月10日現在）	62,439	62,660	9,877	9,912
	第71期末（平成20年7月10日現在）	63,094	63,315	9,995	10,030
	第72期末（平成20年8月11日現在）	62,287	62,505	9,989	10,024
	第73期末（平成20年9月10日現在）	58,545	58,762	9,457	9,492
第14特定期間	第74期末（平成20年10月10日現在）	52,494	52,709	8,545	8,580
	第75期末（平成20年11月10日現在）	50,476	50,689	8,274	8,309
	第76期末（平成20年12月10日現在）	48,309	48,521	7,981	8,016
	第77期末（平成21年1月13日現在）	47,526	47,736	7,915	7,950
	第78期末（平成21年2月10日現在）	46,282	46,492	7,712	7,747
	第79期末（平成21年3月10日現在）	49,456	49,665	8,285	8,320
	平成20年4月末	62,179		9,814	
	5月末	61,912		9,788	
	6月末	62,735		9,937	
	7月末	62,651		10,034	
	8月末	61,402		9,886	
	9月末	57,404		9,298	
	10月末	49,768		8,173	
	11月末	50,201		8,221	
	12月末	50,280		8,389	
	平成21年1月末	45,575		7,586	
	2月末	49,084		8,199	
	3月末	50,678		8,495	
	4月6日	52,514		8,796	

【分配の推移】

		1口当たりの分配額（円）
第1特定期間	第1期	30

第2特定期間	第2期	30
	第3期	30
	第4期	30
	第5期	30
	第6期	33
	第7期	33
第3特定期間	第8期	33
	第9期	33
	第10期	33
	第11期	33
	第12期	33
	第13期	33
第4特定期間	第14期	33
	第15期	33
	第16期	33
	第17期	33
	第18期	33
	第19期	33
第5特定期間	第20期	33
	第21期	33
	第22期	33
	第23期	33
	第24期	33
	第25期	33
第6特定期間	第26期	35
	第27期	35
	第28期	1,035
	第29期	35
	第30期	35
	第31期	35
第7特定期間	第32期	35
	第33期	35
	第34期	85
	第35期	35
	第36期	35
	第37期	35
第8特定期間	第38期	35
	第39期	35
	第40期	435
	第41期	35
	第42期	35
	第43期	35

第9特定期間	第44期	35
	第45期	35
	第46期	35
	第47期	35
	第48期	35
	第49期	35
第10特定期間	第50期	35
	第51期	35
	第52期	285
	第53期	35
	第54期	35
	第55期	35
第11特定期間	第56期	35
	第57期	35
	第58期	135
	第59期	35
	第60期	35
	第61期	35
第12特定期間	第62期	35
	第63期	35
	第64期	35
	第65期	35
	第66期	35
	第67期	35
第13特定期間	第68期	35
	第69期	35
	第70期	35
	第71期	35
	第72期	35
	第73期	35
第14特定期間	第74期	35
	第75期	35
	第76期	35
	第77期	35
	第78期	35
	第79期	35

【収益率の推移】

		収益率（％）
第1特定期間	第1期	2.70

第2特定期間	第2期	5.40
	第3期	1.71
	第4期	3.06
	第5期	0.24
	第6期	3.96
	第7期	0.29
第3特定期間	第8期	0.23
	第9期	3.55
	第10期	4.32
	第11期	3.89
	第12期	0.72
	第13期	2.50
第4特定期間	第14期	3.07
	第15期	1.62
	第16期	2.92
	第17期	3.72
	第18期	0.62
	第19期	4.41
第5特定期間	第20期	6.29
	第21期	2.83
	第22期	1.03
	第23期	1.03
	第24期	2.94
	第25期	0.90
第6特定期間	第26期	1.46
	第27期	0.12
	第28期	2.19
	第29期	1.36
	第30期	0.64
	第31期	0.47
第7特定期間	第32期	2.22
	第33期	1.97
	第34期	0.18
	第35期	2.43
	第36期	1.08
	第37期	0.01
第8特定期間	第38期	1.38
	第39期	0.19
	第40期	3.73
	第41期	2.52
	第42期	2.04
	第43期	1.72

第9特定期間	第44期	0.06
	第45期	2.61
	第46期	2.83
	第47期	0.00
	第48期	2.94
	第49期	1.13
第10特定期間	第50期	2.12
	第51期	0.82
	第52期	0.93
	第53期	0.33
	第54期	1.44
	第55期	1.06
第11特定期間	第56期	1.38
	第57期	1.71
	第58期	1.37
	第59期	2.78
	第60期	2.28
	第61期	2.02
第12特定期間	第62期	5.12
	第63期	1.74
	第64期	0.55
	第65期	0.07
	第66期	2.02
	第67期	0.46
第13特定期間	第68期	0.00
	第69期	0.17
	第70期	2.00
	第71期	1.55
	第72期	0.29
	第73期	4.98
第14特定期間	第74期	9.27
	第75期	2.76
	第76期	3.12
	第77期	0.39
	第78期	2.12
	第79期	7.88

(注)収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成14年7月19日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- ・お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の休業日またはロンドンの銀行の休業日に該当する日（以下「海外休業日」といいます。）には、お申込みの受付を行いません。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

- ・お申込価額は、お申込日の翌営業日の基準価額 とします。
「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。
- ・基準価額は、当ファンドの委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。
当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。
 - ・販売会社へのお問い合わせ
 - ・委託会社への照会
ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>
電話番号：03-3287-3111
(午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)
- ・お申込単位は、各販売会社が定める単位とします。
お申込単位は、販売会社にお問い合わせください。
当初元本は1口当たり1万円です。
- ・お申込手数料は、お申込日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜2.0%）を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。
償還乗換え等によるお申込みの場合、販売会社によりお申込手数料が優遇される場合があります。
詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- ・取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

2【換金（解約）手続等】

- ・受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社が定める単位をもって解約の請求をすることができます。受益者が解約の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、解約の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。解約の受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時（わが国の金融商品取引所が半休日の場合は午前11時）までに解約の請求が行われ、かつ、解約の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

海外休業日には、解約の受付を行いません。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額として当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を控除した価額とします。

解約価額 = 基準価額 - 信託財産留保額

信託財産留保額は、解約に際して生じる売買手数料等の費用について、受益者間の公平性を確保するため解約者から一定の金額を徴収し、信託財産に繰り入れるものです。

- ・解約代金は、原則として解約請求受付日より起算して5営業日目から販売会社の営業所等においてお支払いします。

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約の受付を中止することおよびすでに受付けた解約の請求を取り消すことができます。解約の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受付けたものとします。

- ・解約価額の照会方法等

解約価額は委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、公表されます。

当ファンドの解約価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・販売会社へのお問い合わせ
- ・委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（「外貨建有価証券」といいます。））、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、毎営業日、委託会社にて計算されます。

当ファンドの基準価額は、以下の方法でご確認ください。

- ・ 販売会社へのお問い合わせ
- ・ 委託会社への照会

ホームページ URL <http://www.diam.co.jp/>

電話番号：03-3287-3111

（午前9時から午後5時まで。ただし、土、日、祝祭日は除きます。なお、わが国の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）

(2)【保管】

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、委託会社は受益証券を発行しません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成14年7月19日から無期限ですが、後記(5)イ.の場合には信託を終了する場合があります。

(4)【計算期間】

a. 計算期間は毎月11日から翌月10日までとすることを原則とします。

b. 前a.の規定にかかわらず、前a.の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

イ. 償還規定

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が5万口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、信託期間中においてこの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- c. 委託会社は、前記a.およびb.の事項について、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- d. 委託会社は前記c.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- e. 前記d.に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託契約の解約をしません。
- f. 委託会社は、前記e.の規定により、信託契約を解約しないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

- g. 前記d. からf. の規定は信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であつて、前記d. の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- h. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- i. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後記「ロ. 信託約款の変更d. 」に該当する場合を除き、その投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- j. 受託会社は委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「ロ. 信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- k. 前記d. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。

ロ. 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、前記a. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- c. 委託会社は前記b. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に異議を述べることができる旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- d. 前記c. に定める一定期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは信託約款の変更をしません。
- e. 委託会社は、前記d. の規定により、信託約款の変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの内容を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- f. 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、前記a. からe. の規定に従い信託約款を変更します。
- g. 前記c. に規定する一定の期間内に、委託会社に対し異議を述べた受益者は、受託会社に対し自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。当該買取請求権の内容および手続きは、新聞公告または書面にて付記します。
- h. 上記b. に該当しない場合の約款変更のお知らせは、「運用報告書」にてお知らせいたします。

ハ. 関係法人との契約の更改

証券投資信託の募集・販売の取扱い等に関する契約について、委託会社と販売会社との間の当該契約は、原則3ヵ月前までに当事者間の別段の意志表示がない限り、1年毎に自動的に更新されます。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。また、投資顧問契約について、委託会社と投資顧問会社との間の当該契約は、原則として1ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意志表示がない限り、当ファンドの信託終了日まで存続します。当該契約は、当事者間の合意により変更することができます。

ニ. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

ホ. 運用報告書

委託会社は、毎特定期間の末日（原則として毎年3月10日および9月10日、休業日の場合は翌営業日。）および償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。運用報告書は委託会社のホームページにおいても開示します。

（URL <http://www.diam.co.jp/>）

2【受益者の権利等】

収益分配金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者は、分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

また、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

償還金受領権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日。）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

なお、解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。受益証券をお手許で保有されている方は、解約のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。
- (3) 当ファンドは金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前特定期間（平成20年3月11日から平成20年9月10日まで）及び当特定期間（平成20年9月11日から平成21年3月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【グローバル・ボンド・ポート 毎月決算コース(為替ヘッジなし)】

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 平成20年9月10日現在	当期 平成21年3月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	69,589,356	84,347,849
親投資信託受益証券	58,460,080,027	49,348,267,745
未収入金	331,307,000	316,862,000
流動資産合計	58,860,976,383	49,749,477,594
資産合計		
	58,860,976,383	49,749,477,594
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	216,665,820	208,924,450
未払解約金	53,663,920	50,699,245
未払受託者報酬	2,639,506	1,929,070
未払委託者報酬	42,232,174	30,865,223
その他未払費用	263,937	192,898
流動負債合計	315,465,357	292,610,886
負債合計		
	315,465,357	292,610,886
純資産の部		
元本等		
元本	61,904,520,000	59,692,700,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	*3 3,359,008,974	*3 10,235,833,292
(分配準備積立金)	791,742,682	322,514,756
元本等合計	58,545,511,026	49,456,866,708
純資産合計		
	58,545,511,026	49,456,866,708
負債純資産合計		
	58,860,976,383	49,749,477,594

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位 : 円)

	前期		当期	
	自 平成20年 3月11日	至 平成20年 9月10日	自 平成20年 9月11日	至 平成21年 3月10日
営業収益				
受取利息		195,257		155,056
有価証券売買等損益		531,625,391		5,745,169,282
営業収益合計		531,430,134		5,745,014,226
営業費用				
受託者報酬		16,403,112		13,093,719
委託者報酬		262,450,246		209,500,215
その他費用		1,640,225		1,309,293
営業費用合計		280,493,583		223,903,227
営業損失 ()		811,923,717		5,968,917,453
経常損失 ()		811,923,717		5,968,917,453
当期純損失 ()		811,923,717		5,968,917,453
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 ()		16,309,355		40,216,751
期首剰余金又は期首欠損金 ()		1,219,696,711		3,359,008,974
剰余金増加額又は欠損金減少額		31,187,875		793,515,392
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		31,187,875		793,515,392
剰余金減少額又は欠損金増加額		53,733,706		472,148,128
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		53,733,706		472,148,128
分配金		*1 1,321,152,070		*1 1,269,490,880
期末剰余金又は期末欠損金 ()		3,359,008,974		10,235,833,292

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自平成20年3月11日 至平成20年9月10日	当期 自平成20年9月11日 至平成21年3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評 価にあたっては、親投資信託受益 証券の基準価額に基づいて評価 しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 平成20年9月10日現在	当期 平成21年3月10日現在
*1 期首元本額	62,431,440,000円	61,904,520,000円
期中追加設定元本額	2,445,940,000円	2,908,610,000円
期中解約元本額	2,972,860,000円	5,120,430,000円
*2 特定期間末日における受益権 の総数	6,190,452口	5,969,270口
*3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 3,359,008,974円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本 総額を下回っており、その差額は 10,235,833,292円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	前期 自平成20年3月11日 至平成20年9月10日	当期 自平成20年9月11日 至平成21年3月10日
*1 分配金の計算過程	<p>（平成20年3月11日から平成20年4月10日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（181,408,264円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,474,484,170円）及び分配準備積立金（965,962,822円）より分配対象収益は5,621,855,256円（1口当たり885.39円）であり、うち222,233,830円（1口当たり35円）を分配金額としております。</p> <p>（平成20年4月11日から平成20年5月12日までの分配金計算期間）</p>	<p>（平成20年9月11日から平成20年10月10日までの分配金計算期間）</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益（162,129,019円）、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益（0円）、信託約款に規定される収益調整金（4,351,454,324円）及び分配準備積立金（776,433,926円）より分配対象収益は5,290,017,269円（1口当たり861.13円）であり、うち215,006,505円（1口当たり35円）を分配金額としております。</p> <p>（平成20年10月11日から平成20年11月10日までの分配金計算期間）</p>

<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(190,748,321円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,469,067,799円)及び分配準備積立金(920,894,028円)より分配対象収益は5,580,710,148円(1口当たり880.54円)であり、うち221,823,070円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(147,153,268円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,326,335,445円)及び分配準備積立金(714,153,903円)より分配対象収益は5,187,642,616円(1口当たり850.35円)であり、うち213,519,670円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成20年5月13日から平成20年6月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(214,213,361円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,460,073,113円)及び分配準備積立金(885,452,371円)より分配対象収益は5,559,738,845円(1口当たり879.47円)であり、うち221,258,695円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成20年11月11日から平成20年12月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(133,379,856円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,299,952,035円)及び分配準備積立金(636,103,074円)より分配対象収益は5,069,434,965円(1口当たり837.54円)であり、うち211,845,515円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成20年6月11日から平成20年7月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(220,938,681円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,456,286,131円)及び分配準備積立金(874,685,509円)より分配対象収益は5,551,910,321円(1口当たり879.53円)であり、うち220,932,390円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>(平成20年12月11日から平成21年1月13日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(143,995,627円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,271,943,816円)及び分配準備積立金(547,477,557円)より分配対象収益は4,963,417,000円(1口当たり826.64円)であり、うち210,149,030円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p>
<p>(平成20年7月11日から平成20年8月11日までの分配金計算期間)</p>	<p>(平成21年1月14日から平成21年2月10日までの分配金計算期間)</p>

<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(197,442,916円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,404,103,439円)及び分配準備積立金(862,157,871円)より分配対象収益は5,463,704,226円(1口当たり876.24円)であり、うち218,238,265円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成20年8月12日から平成20年9月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(175,401,374円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,374,999,315円)及び分配準備積立金(833,007,128円)より分配対象収益は5,383,407,817円(1口当たり869.63円)であり、うち216,665,820円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p>	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(114,865,544円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,273,844,025円)及び分配準備積立金(477,661,987円)より分配対象収益は4,866,371,556円(1口当たり810.88円)であり、うち210,045,710円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p> <p>(平成21年2月11日から平成21年3月10日までの分配金計算期間)</p> <p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(151,775,022円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(4,251,910,756円)及び分配準備積立金(379,664,184円)より分配対象収益は4,783,349,962円(1口当たり801.32円)であり、うち208,924,450円(1口当たり35円)を分配金額としております。</p>
---	---

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種 類	前期 自平成20年3月11日 至平成20年9月10日		当期 自平成20年9月11日 至平成21年3月10日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
親投資信託受益証券	58,460,080,027	3,023,735,091	49,348,267,745	3,638,878,127
合計	58,460,080,027	3,023,735,091	49,348,267,745	3,638,878,127

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	前期 平成20年9月10日現在	当期 平成21年3月10日現在
1口当たり純資産額	9,457円	8,285円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	グローバル・ボンド・ポート・マザー ファンド	29,693,885,159	49,348,267,745	
合計		29,693,885,159	49,348,267,745	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

「グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド」の状況

貸借対照表

科目	注記 番号	平成20年9月10日現在	平成21年3月10日現在
		金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		107,559,417	162,758,874
コール・ローン		1,538,728,029	1,681,234,348
国債証券		117,871,415,310	99,070,208,949
特殊債券		545,485,422	425,071,887
派生商品評価勘定		16,481,553	-
未収入金		416,947,504	-
未収利息		1,496,710,698	1,547,209,884
前払費用		178,965,945	109,629,267
流動資産合計		122,172,293,878	102,996,113,209
資産合計		122,172,293,878	102,996,113,209
負債の部			
流動負債			
未払解約金		630,726,000	572,693,000
流動負債合計		630,726,000	572,693,000
負債合計		630,726,000	572,693,000
純資産の部			
元本等			
元本		66,017,763,456	61,629,572,589
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		55,523,804,422	40,793,847,620
元本等合計		121,541,567,878	102,423,420,209
純資産合計		121,541,567,878	102,423,420,209
負債純資産合計		122,172,293,878	102,996,113,209

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成20年3月11日 至平成20年9月10日	自平成20年9月11日 至平成21年3月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。	国債証券及び特殊債券 同左
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)外貨建取引等の処理基準 外貨建資産及び負債は、決算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び同第61条にしたがって換算しております。 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成20年3月22日から平成20年9月22日までとなっております。	(1)外貨建取引等の処理基準 同左 (2)計算期間の取扱い 当該親投資信託の計算期間は本有価証券報告書における開示対象ファンドと異なり、平成20年9月23日から平成21年3月23日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	平成20年9月10日現在	平成21年3月10日現在
*1 本有価証券報告書における開示対象ファンドの期首における 当該親投資信託の元本額	70,669,170,414円	66,017,763,456円
同期中追加設定元本額	2,749,192,183円	4,488,688,279円
同期中解約元本額	7,400,599,141円	8,876,879,146円
同期末における元本の内訳		
グローバル・ボンド・ポート（Cコース）	1,518,906,879円	2,028,034,008円
グローバル・ボンド・ポート（Dコース）	5,720,850,603円	5,650,923,112円

グローバル・ボンド・ポート毎月 決算コース（為替ヘッジなし）	31,754,524,730円	29,693,885,159円
D I A Mグローバル・ボンド・ ポート毎月決算コース2	16,659,720,398円	14,923,485,021円
D I A Mグローバル・ボンド・ ポート毎月決算コース3	1,207,091,361円	1,061,865,893円
グローバル債券ファンド（適格機 関投資家限定）	2,393,261,702円	2,277,312,204円
D I A Mグローバル・ボンド・ ポートVA（ヘッジなし）	5,729,728,241円	5,475,852,369円
グローバル・ボンド・ポート私募 オープン（ヘッジなしコース/適 格機関投資家向け）	526,881,976円	518,214,823円
グローバル・ボンド・ポート私募 オープン（為替フルヘッジコー ス/適格機関投資家向け）	506,797,566円	- 円
（合 計）	66,017,763,456円	61,629,572,589円
*2 本有価証券報告書における開 示対象ファンドの特定期間末日に おける受益権の総数	66,017,763,456口	61,629,572,589口

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種 類	自平成20年3月11日 至平成20年9月10日		自平成20年9月11日 至平成21年3月10日	
	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)	貸借対照表 計上額(円)	当期の損益に 含まれた 評価差額(円)
国債証券	117,871,415,310	1,325,432,499	99,070,208,949	6,330,234,276
特殊債券	545,485,422	10,711,641	425,071,887	22,393,626
合計	118,416,900,732	1,314,720,858	99,495,280,836	6,352,627,902

（注）「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの特定期間
末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自平成20年3月11日 至平成20年9月10日	自平成20年9月11日 至平成21年3月10日
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	当該デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし、信託約款、社団法人投資信託協会の定めた諸規則及びデリバティブ取引に関する社内基準に従って行われております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しております。	同左
4. 取引に係るリスクの管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた社内ルールに従い、運用管理部門がコンプライアンス担当者の承認を得て行っております。また、運用部門から独立した部署が投資信託約款および関連法令等に基づき管理しており、定期的に経営層に報告しております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

平成20年9月10日現在					
区分	種 類	契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	スウェーデンクローネ	453,325,384	-	436,843,831	16,481,553
合 計		453,325,384	-	436,843,831	16,481,553

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切捨てております。

（平成21年3月10日現在）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	平成20年9月10日現在	平成21年3月10日現在
1口当たり純資産額	1.8410円	1.6619円
（1万口当たり純資産額）	（18,410円）	（16,619円）

附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	US T N/B 5.75 08/15/10	7,350,000.00	7,875,966.000	
	US T N/B 4.75 03/31/11	26,250,000.00	28,287,262.500	
	US T N/B 4.875 02/15/12	36,100,000.00	39,752,237.000	
	US T N/B 3.875 02/15/13	47,700,000.00	51,869,934.000	
	US T N/B 4.25 08/15/13	7,100,000.00	7,878,160.000	
	US T N/B 4.0 02/15/14	24,000,000.00	26,465,520.000	
	US T N/B 4.25 08/15/15	11,400,000.00	12,693,102.000	
	US T N/B 7.25 05/15/16	12,600,000.00	16,167,312.000	
	US TREASURY N/B 4.5 05/15/17	23,550,000.00	26,578,294.500	
	US T N/B 6.25 08/15/23	42,100,000.00	53,730,125.000	
	US T N/B 6.375 08/15/27	10,550,000.00	14,104,822.500	
	US T N/B 5.25 02/15/29	5,000,000.00	5,966,750.000	

	US T N/B 5.375 02/15/31	3,000,000.00	3,674,040.000	
	US TREASURY N/B 4.375 02/15/38	14,350,000.00	16,188,522.000	
米ドル小計	銘柄数 : 14	271,050,000.00	311,232,047.500	
	組入時価比率 : 30.10%		(30,833,758,946)	
	合計時価比率 : 30.99%			
	UK TREASURY 4.75 06/07/10	2,450,000.00	2,567,845.000	
	UK TREASURY 5.0 03/07/12	32,000,000.00	34,838,400.000	
	UK TREASURY 4.75 09/07/15	8,100,000.00	9,233,190.000	
	UK TREASURY 4.0 09/07/16	7,400,000.00	8,091,160.000	
	UK TREASURY 4.75 03/07/20	2,050,000.00	2,318,960.000	
	UK TREASURY 4.25 06/07/32	19,280,000.00	20,155,312.000	
	UK TREASURY 4.75 12/07/38	3,000,000.00	3,366,300.000	
	UK TREASURY 4.25 12/07/55	2,000,000.00	2,059,800.000	
	ITALY 10.5 04/28/14	1,800,000.00	2,451,690.000	
英ポンド小計	銘柄数 : 9	78,080,000.00	85,082,657.000	
	組入時価比率 : 11.37%		(11,646,114,090)	
	合計時価比率 : 11.71%			
	CANADA 5.5 06/01/10	2,800,000.00	2,963,352.000	
	CANADA 5.25 06/01/12	1,800,000.00	2,016,180.000	
	CANADA 5.25 06/01/13	3,000,000.00	3,432,960.000	
	CANADA 4.0 06/01/16	7,000,000.00	7,795,970.000	
	CANADA 8.0 06/01/23	6,500,000.00	9,754,875.000	
	CANADA 5.75 06/01/29	3,240,000.00	4,147,167.600	
カナダドル小計	銘柄数 : 6	24,340,000.00	30,110,504.600	
	組入時価比率 : 2.24%		(2,297,732,606)	
	合計時価比率 : 2.31%			
	SWEDEN 5.25 03/15/11	22,000,000.00	23,803,340.000	
	SWEDEN 5.5 10/08/12	18,500,000.00	20,934,230.000	
	SWEDEN 6.75 05/05/14	34,500,000.00	42,380,145.000	
	SWEDEN 3.75 08/12/17	41,000,000.00	44,569,460.000	
	SWEDEN 5.0 12/01/20	15,000,000.00	18,039,000.000	
スウェーデンクローネ小計	銘柄数 : 5	131,000,000.00	149,726,175.000	
	組入時価比率 : 1.57%		(1,612,550,905)	
	合計時価比率 : 1.62%			
	AUSTRIA 5.0 07/15/12	7,550,000.00	8,072,913.000	
	BELGIUM 5.0 09/28/12	16,500,000.00	17,770,500.000	
	BUNDESUBL 3.5 04/08/11	52,600,000.00	54,898,620.000	
	DEUTSCHLAND 4.25 07/04/14	30,700,000.00	33,800,700.000	
	DEUTSCHLAND 4.0 07/04/16	23,000,000.00	24,961,900.000	
	DEUTSCHLAND 5.625 09/20/16	12,500,000.00	14,845,000.000	
	DEUTSCHLAND 4.0 01/04/18	7,500,000.00	8,223,750.000	

	DEUTSCHLAND 6.5 07/04/27	16,600,000.00	22,028,200.000	
	DEUTSCHLAND 5.5 01/04/31	18,050,000.00	21,918,115.000	
	DEUTSCHLAND 4.0 01/04/37	26,200,000.00	27,152,632.000	
	SPAIN 5.0 07/30/12	3,900,000.00	4,192,734.000	
	SPAIN 5.5 07/30/17	10,000,000.00	11,261,200.000	
	SPAIN 5.75 07/30/32	23,000,000.00	26,444,480.000	
	FINLAND 5.375 07/04/13	27,445,000.00	30,413,176.750	
	FINLAND 4.25 07/04/15	37,500,000.00	39,637,500.000	
	FRANCE OAT 4.0 04/25/13	33,000,000.00	35,003,100.000	
	FRANCE OAT 6.0 10/25/25	24,925,000.00	30,553,065.000	
ユーロ小計	銘柄数 : 17	370,970,000.00	411,177,585.750	
	組入時価比率 : 50.24%		(51,458,874,857)	
	合計時価比率 : 51.72%			
	DENMARK 6.0 11/15/09	6,000,000.00	6,151,200.000	
	DENMARK 6.0 11/15/11	6,800,000.00	7,480,000.000	
	DENMARK 5.0 11/15/13	12,800,000.00	13,964,800.000	
	DENMARK 4.0 11/15/15	11,000,000.00	11,517,000.000	
	DENMARK 4.0 11/15/17	4,800,000.00	5,052,000.000	
	DENMARK 7.0 11/10/24	7,000,000.00	9,450,000.000	
デンマーククローネ 小計	銘柄数 : 6	48,400,000.00	53,615,000.000	
	組入時価比率 : 0.88%		(900,732,000)	
	合計時価比率 : 0.91%			
	NORWAY 5.5 05/15/09	8,000,000.00	8,040,800.000	
	NORWAY 5.0 05/15/15	13,800,000.00	15,062,700.000	
ノルウェークローネ 小計	銘柄数 : 2	21,800,000.00	23,103,500.000	
	組入時価比率 : 0.31%		(320,445,545)	
	合計時価比率 : 0.32%			
国債証券計			99,070,208,949	
			(99,070,208,949)	
特殊債券	NEW S WALES 7.0 12/01/10	720,000.00	762,278.400	
	NEW S WALES 6.0 05/01/12	2,200,000.00	2,312,508.000	
	QUEENSLAND 6.0 08/14/13	1,000,000.00	1,057,490.000	
	QUEENSLAND 6.0 10/14/15	1,500,000.00	1,577,685.000	
	QUEENSLAND 6.0 09/14/17	1,000,000.00	1,034,000.000	
オーストラリアドル 小計	銘柄数 : 5	6,420,000.00	6,743,961.400	
	組入時価比率 : 0.42%		(425,071,887)	
	合計時価比率 : 0.43%			
特殊債券計			425,071,887	
			(425,071,887)	

合計			99,495,280,836	
			(99,495,280,836)	

- (注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
 2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 3. 通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しております。

有価証券明細表注記

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	国債証券 14銘柄	30.10%	30.99%
英ポンド	国債証券 9銘柄	11.37%	11.71%
カナダドル	国債証券 6銘柄	2.24%	2.31%
スウェーデンクローネ	国債証券 5銘柄	1.57%	1.62%
ユーロ	国債証券 17銘柄	50.24%	51.72%
デンマーククローネ	国債証券 6銘柄	0.88%	0.91%
ノルウェークローネ	国債証券 2銘柄	0.31%	0.32%
オーストラリアドル	特殊債券 5銘柄	0.42%	0.43%

- (注)「組入時価比率」は小計金額の純資産に対する比率、「合計金額に対する比率」は小計金額の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成21年4月6日現在

項目	金額又は口数
資産総額	52,551,401,433円
負債総額	37,101,578円
純資産総額（ - ）	52,514,299,855円
発行済数量	5,970,527口
1口当たり純資産額（ / ）	8,796円

（参考）マザーファンドの現況

グローバル・ボンド・ポート・マザーファンド

平成21年4月6日現在

項目	金額又は口数
資産総額	109,112,732,455円
負債総額	243,403,042円
純資産総額（ - ）	108,869,329,413円
発行済数量	61,660,854,361口
1口当たり純資産額（ / ）	1.7656円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間の設定及び解約口数は次の通りです。

		設定口数	解約口数
第1特定期間	第1期	544,350	480
	第2期	318,458	22,943
第2特定期間	第3期	242,244	23,936
	第4期	300,081	14,622
	第5期	316,243	39,492
	第6期	344,770	55,944
	第7期	263,708	47,865
第3特定期間	第8期	328,685	59,684
	第9期	394,118	81,670
	第10期	276,779	126,684
	第11期	255,929	92,030
	第12期	175,851	81,843
	第13期	105,262	69,656

第4特定期間	第14期	102,541	19,222
	第15期	77,637	15,136
	第16期	104,559	15,921
	第17期	130,362	12,415
	第18期	110,162	22,033
	第19期	70,208	27,994
第5特定期間	第20期	132,642	57,008
	第21期	105,145	12,260
	第22期	118,172	46,704
	第23期	132,563	18,830
	第24期	95,616	24,683
	第25期	50,975	50,632
第6特定期間	第26期	38,291	37,371
	第27期	74,044	43,201
	第28期	49,900	33,115
	第29期	196,837	34,269
	第30期	290,875	23,241
	第31期	188,419	19,380
第7特定期間	第32期	234,307	45,125
	第33期	180,258	22,014
	第34期	238,755	25,011
	第35期	221,314	47,408
	第36期	214,285	56,177
	第37期	236,281	31,955
第8特定期間	第38期	220,374	44,789
	第39期	211,821	50,847
	第40期	160,290	83,376
	第41期	188,530	70,570
	第42期	179,379	57,875
	第43期	169,232	46,753
第9特定期間	第44期	182,571	64,908
	第45期	118,741	99,604
	第46期	90,836	72,365
	第47期	57,132	82,380
	第48期	72,434	57,268
	第49期	73,520	92,459
第10特定期間	第50期	61,334	60,252
	第51期	60,827	51,777
	第52期	45,835	61,946
	第53期	73,401	82,024
	第54期	54,240	102,402
	第55期	38,830	93,427

第11特定期間	第56期	30,924	40,697
	第57期	30,704	67,925
	第58期	28,742	91,460
	第59期	41,689	81,828
	第60期	32,433	79,919
	第61期	33,329	34,573
第12特定期間	第62期	33,630	47,757
	第63期	23,601	62,813
	第64期	32,250	44,811
	第65期	24,718	41,627
	第66期	20,146	50,687
	第67期	11,690	43,592
第13特定期間	第68期	164,073	57,679
	第69期	17,410	29,146
	第70期	15,010	31,135
	第71期	17,490	26,813
	第72期	13,522	90,497
	第73期	17,089	62,016
第14特定期間	第74期	73,001	120,410
	第75期	37,460	79,941
	第76期	62,984	110,817
	第77期	62,293	110,764
	第78期	42,900	45,852
	第79期	12,223	44,259

(注1) 本邦外における設定及び解約はございません。

(注2) 設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

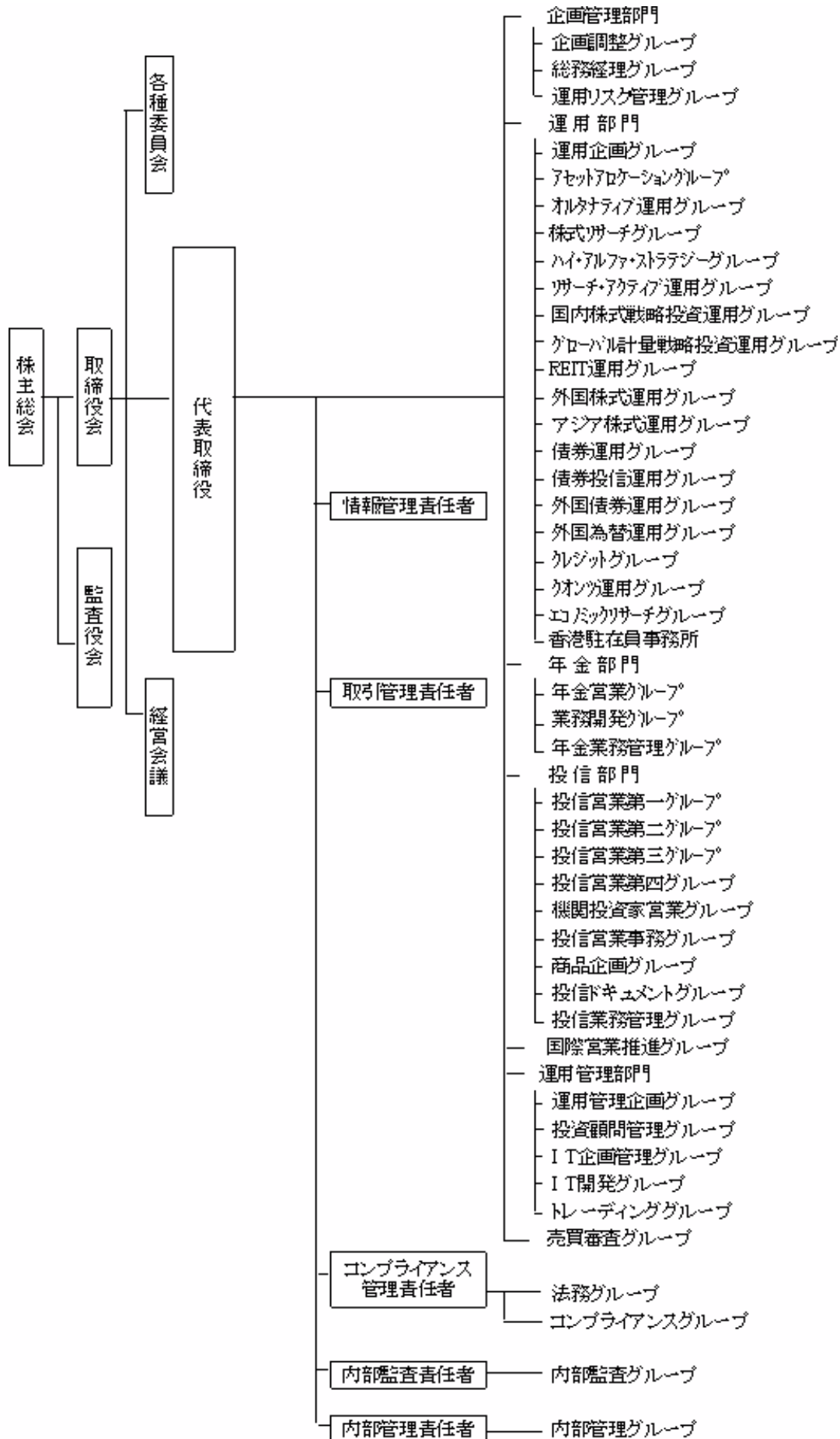
本書提出日現在の資本金の額	20億円
発行株式総数	80,000株
発行済株式総数	24,000株

直近5ヵ年の資本金の変動

該当事項はありません。

(2) 会社の機構

会社の組織図



上記組織は、平成21年5月1日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

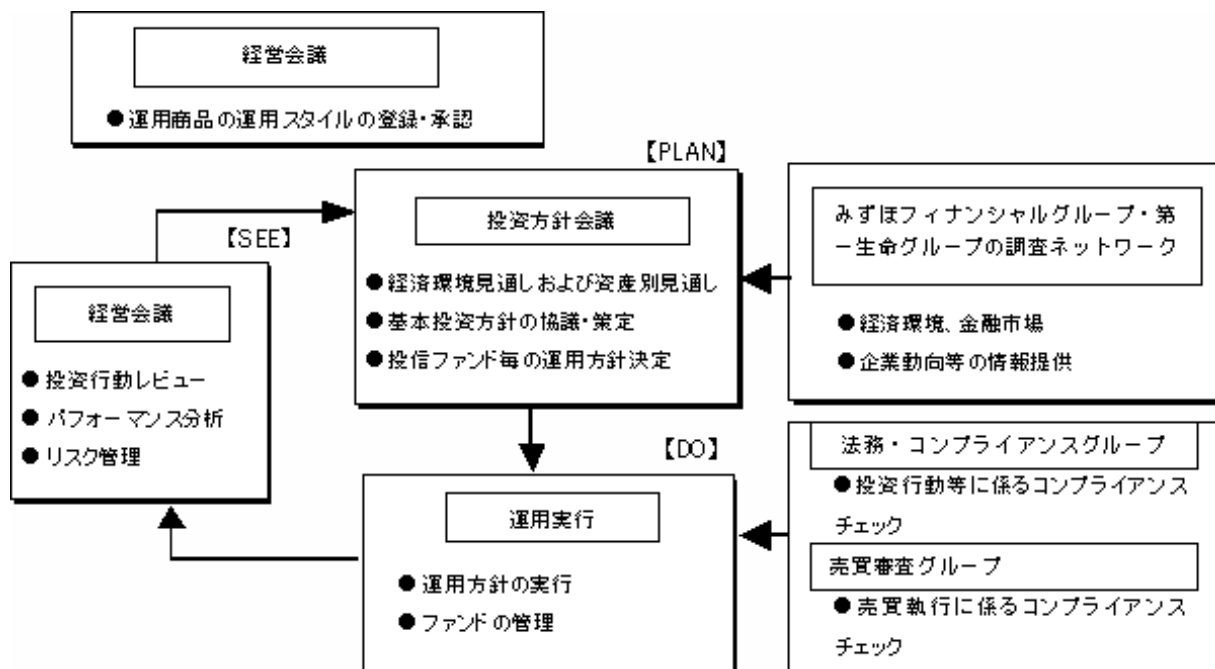
投資運用の意思決定機構

委託会社が運用指図権を有するファンドに係る運用スタイルの登録および承認は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月2回の経営会議において決定します。なお、委員長は社長とします。

ファンド全般に係る経済環境見通しおよび資産別市場見通しならびにファンド毎の運用方針は、投資方針会議において協議し、策定します。投資方針会議は原則として月1回開催され、議長は運用部門担当取締役とします。

各ファンドにおける有価証券の売買等の意思決定は、原則として運用担当者が行います。すなわち、運用担当者は、投資方針会議において決定された運用方針を受けて、各ファンドの投資方針に基づき運用計画を策定し、有価証券への運用指図を行います。

運用担当者による運用計画の策定および有価証券等の運用指図に関する意思決定は、運用担当者自身の調査活動、アナリスト等の調査活動、その他の活動によって得られた当該有価証券等に関する情報に基づいて行われ、それらの活動の成果である各ファンドの投資運用の実績は、原則として月3回開催される経営会議のうち、月1回の経営会議において、検討・評価されます。



上記体制は平成21年3月31日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年3月31日現在、委託会社の運用する証券投資信託は249本（親投資信託を除く）あり、以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額 (単位：円)
単位型株式投資信託	19	74,087,963,498
追加型株式投資信託	217	2,793,404,587,029
単位型公社債投資信託	13	105,985,839,128
追加型公社債投資信託	0	0
合計	249	2,973,478,389,655

3【委託会社等の経理状況】

1．委託会社であるD I A Mアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」（平成12年総理府令第129号）または「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日内閣府令第50号）附則第4条により改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

2．財務諸表および中間財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3．委託会社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき第22期事業年度（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の財務諸表について、また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第23期事業年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）の財務諸表について、新日本監査法人の監査を受け、第24期中間会計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	第22期（平成19年3月31日現在）			第23期（平成20年3月31日現在）		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
（資産の部）							
流動資産							
現金・預金			-		13,267,152		
現金			1,087		-		
預金			11,618,410		-		
支払委託金			5,262		-		
収益分配金		2,122			-		
償還金		3,139			-		
前払費用			52,870		64,301		
未収委託者報酬			3,305,752		3,423,783		
未収収益	2		1,989,832		1,933,135		
繰延税金資産			463,175		553,910		
その他			27,610		43,115		
流動資産計			17,464,001	81.0	19,285,400		73.5
固定資産							
有形固定資産			566,274	2.6	488,486		1.9
建物	1	385,746			335,163		
器具備品	1	180,528			153,323		
無形固定資産			621,524	2.9	616,621		2.3
商標権	1	2,872			2,104		
ソフトウェア	1	610,731			606,677		
電話加入権		7,148			7,148		
電話施設利用権	1	771			691		
投資その他の資産			2,897,263	13.5	5,842,772		22.3
投資有価証券		127,525			3,097,362		
関係会社株式		1,410,844			1,261,144		
繰延税金資産		144,409			233,849		
長期差入保証金		1,143,241			1,194,310		
預託金		1,000			-		
その他		97,471			83,032		
貸倒引当金		27,228			26,925		
固定資産計			4,085,063	19.0	6,947,880		26.5
資産合計			21,549,064	100.0	26,233,280		100.0

区分	注記 番号	第22期（平成19年3月31日現在）			第23期（平成20年3月31日現在）		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
（負債の部）							
流動負債							
預り金			173,471			162,809	
未払金			1,775,461			2,186,170	
未払収益分配金		8,569			8,470		
未払償還金		53,576			50,930		
未払手数料		1,464,902			1,527,000		
その他未払金		248,414			599,769		
未払費用	2		1,656,967			1,653,424	
未払法人税等			2,262,679			2,575,999	
未払消費税等			279,396			316,821	
前受収益			3,433			-	
賞与引当金			557,836			687,832	
流動負債計			6,709,246	31.1		7,583,058	28.9
固定負債							
役員退職慰労引当金			121,274			179,237	
退職給付引当金			182,197			334,280	
固定負債計			303,471	1.4		513,518	1.9
負債合計			7,012,717	32.5		8,096,577	30.8
（純資産の部）							
株主資本							
資本金			2,000,000	9.3		2,000,000	7.6
資本剰余金			2,428,478	11.3		2,428,478	9.3
資本準備金		2,428,478			2,428,478		
利益剰余金			10,106,875	46.9		13,718,238	52.3
利益準備金		123,293			123,293		
その他利益剰余金							
別途積立金		4,640,000			7,040,000		
研究開発積立金		300,000			300,000		
運用責任準備積立金		200,000			200,000		
繰越利益剰余金		4,843,582			6,054,944		
株主資本合計			14,535,353	67.5		18,146,716	69.2
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			992			10,012	
評価・換算差額等合計			992	0.0		10,012	0.0
純資産合計			14,536,346	67.5		18,136,703	69.2
負債・純資産合計			21,549,064	100.0		26,233,280	100.0

(2) 【損益計算書】

区分	注記 番号	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益			32,125,919	100.0		40,502,581	100.0
委託者報酬		25,222,520			32,833,957		
販売手数料		2,990			-		
顧問料		6,207,737			6,804,888		
その他営業収益		692,671			863,734		
営業費用							
支払手数料			11,361,954			14,748,737	
広告宣伝費			539,570			830,858	
公告費			11,612			3,293	
受益証券発行費			51,476			2,167	
調査費			4,740,502			6,268,709	
調査費		2,194,949			2,415,829		
委託調査費		2,545,553			3,852,880		
委託計算費			383,253			345,695	
営業雑経費			690,767			1,143,457	
通信費		23,506			33,290		
印刷費		600,301			1,041,499		
協会費		18,099			22,173		
諸会費		38			41		
支払販売手数料		48,822			46,452		
営業費用計			17,779,137	55.3		23,342,919	57.6
一般管理費							
給料			3,631,878			4,082,147	
役員報酬	1	205,347			223,147		
給料・手当		2,916,607			3,258,097		
賞与		509,924			600,902		
交際費			43,931			44,264	
寄付金			20			4,010	
旅費交通費			249,538			309,129	
租税公課			85,465			103,549	
不動産賃借料			702,262			754,728	
退職給付費用			73,952			88,449	
固定資産減価償却費			357,945			337,808	
福利厚生費			19,772			23,757	
修繕費			65,984			16,394	
賞与引当金繰入			557,836			687,832	
役員退職慰労引当金繰入			53,548			60,123	
役員退職金			528			528	
機器リース料			9,688			1,207	
事務委託費			188,274			279,797	
消耗品費			46,333			76,448	
器具備品費			63,518			10,563	
諸経費			200,560			204,099	
一般管理費計			6,351,042	19.8		7,084,837	17.5
営業利益			7,995,739	24.9		10,074,823	24.9

区分	注記 番号	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)			第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益							
受取配当金		6,575			92,575		
受取利息		16,790			59,127		
時効成立分配金		306			298		
投資信託解約益		138,631			-		
為替差益		-			14,223		
雑収入		3,092			7,064		
営業外収益計			165,395	0.5		173,289	0.4
営業外費用							
為替差損		36,555			-		
時効成立後支払分配金		672			557		
投資信託解約損		-			109,677		
営業外費用計			37,227	0.1		110,234	0.3
経常利益			8,123,907	25.3		10,137,878	25.0
特別利益							
関係会社株式売却益		-			39,215		
貸倒引当金戻入益		-			123		
特別利益計			-	-		39,338	0.1
特別損失							
固定資産除却損	2	11,778			10,466		
貯蔵品処分損		84,277			-		
ゴルフ会員権売却損		-			5,200		
退職給付費用		-			106,395		
特別損失計			96,055	0.3		122,062	0.3
税引前当期純利益			8,027,852	25.0		10,055,154	24.8
法人税、住民税及び事業税					4,252,414		
法人税等	3	3,397,409			-		
法人税等調整額		115,869	3,281,540	10.2	172,622	4,079,792	10.0
当期純利益			4,746,311	14.8		5,975,362	14.8

(3) 【株主資本等変動計算書】

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 準備金	利益剰余金				
		資本 準備金		その他利益剰余金				
				別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備積立金	繰越利益 剰余金	
平成18年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	3,240,000	300,000	200,000	3,297,270	11,589,042
事業年度中の 変動額								
剰余金の配当 （千円）							1,800,000	1,800,000
別途積立金の 積立（千円）				1,400,000			1,400,000	-
当期純利益 （千円）							4,746,311	4,746,311
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）								
事業年度中の 変動額合計（千円）	-	-	-	1,400,000	-	-	1,546,311	2,946,311
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	4,640,000	300,000	200,000	4,843,582	14,535,353

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成18年3月31日 残高（千円）	-	11,589,042
事業年度中の 変動額		
剰余金の配当 （千円）		1,800,000
別途積立金の 積立（千円）		-
当期純利益 （千円）		4,746,311
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）	992	992
事業年度中の 変動額合計（千円）	992	2,947,304
平成19年3月31日 残高（千円）	992	14,536,346

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 準備金	利益剰余金				
		資本 準備金		その他利益剰余金				
				別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備積立金	繰越利益 剰余金	
平成19年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	4,640,000	300,000	200,000	4,843,582	14,535,353
事業年度中の 変動額								
剰余金の配当 （千円）							2,364,000	2,364,000
別途積立金の 積立（千円）				2,400,000			2,400,000	-
当期純利益 （千円）							5,975,362	5,975,362
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）								
事業年度中の 変動額合計（千円）	-	-	-	2,400,000	-	-	1,211,362	3,611,362
平成20年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	7,040,000	300,000	200,000	6,054,944	18,146,716

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成19年3月31日 残高（千円）	992	14,536,346
事業年度中の 変動額		
剰余金の配当 （千円）		2,364,000
別途積立金の 積立（千円）		-
当期純利益 （千円）		5,975,362
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額） （千円）	11,004	11,004
事業年度中の 変動額合計（千円）	11,004	3,600,357
平成20年3月31日 残高（千円）	10,012	18,136,703

[次へ](#)

重要な会計方針

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法</p> <p>2. デリバティブの評価基準および評価方法 時価法</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。それ以外の無形固定資産については、定額法によっております。</p> <p>4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金は、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権は個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上してしております。 (2) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上してしております。</p>	<p>1. 有価証券の評価基準および評価方法 (1) 子会社株式および関連会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のあるもの：同左 時価のないもの：同左</p> <p>2. デリバティブの評価基準および評価方法 同左</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 同左</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産については、改正法人税法に規定する方法により減価償却費を計上してしております。 なお、この変更による営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(追加情報) 当事業年度より、法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日法律第6号」および「法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号」）に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌事業年度から、残存簿価を5年間で均等償却してしております。 なお、これにより営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>4. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準 同左</p> <p>5. 引当金の計上基準 (1) 同左 (2) 同左</p>

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>6. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7. 消費税等の処理方法 税抜方式によっております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用しておりましたが、当事業年度末から原則法に変更いたしました。 この変更は、従業員数の増加に伴い、退職給付債務の数理計算に用いられる基礎率の推定について一定の有効性が確保されることによって、原則法による計算の結果に一定の高い水準の信頼性が得られたことから、退職給付費用の期間損益計算をより適正化するために行ったものであります。 この変更に伴い、当事業年度末における簡便法と原則法により計算した退職給付債務の差額106,395千円を特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法によった場合と比較して、税引前当期純利益は106,395千円減少しております。 なお、上記に記載の通り退職給付債務の算定方法の変更が当事業年度末に行われたため、当中間会計期間は従来の方法によっております。したがって、当中間会計期間は、当事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。</p> <p>(4) 同左</p> <p>6. リース取引の処理方法 同左</p> <p>7. 消費税等の処理方法 同左</p>

会計方針の変更

第22期（平成19年3月31日現在）	第23期（平成20年3月31日現在）
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等（「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号））を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は14,536,346千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則および「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則および「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」により作成しております。</p>	

表示方法の変更

第22期（平成19年3月31日現在）	第23期（平成20年3月31日現在）

	<p>金融商品取引業等に関する内閣府令が制定されたことに伴い、以下のとおり表示方法を変更しております。</p> <p>(貸借対照表)</p> <p>前事業年度において区分掲記していた「現金」および「預金」は、当事業年度から「現金・預金」として表示しております。なお、当事業年度末における「現金」および「預金」の金額はそれぞれ1,205千円、13,265,946千円であります。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前事業年度において区分掲記していた「法人税等」は当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」として表示しております。</p>
--	--

注記事項

(貸借対照表関係)

第22期 (平成19年3月31日現在)	第23期 (平成20年3月31日現在)												
<p>1. 固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 310,209千円</p> <p>器具備品 169,451千円</p> <p>商標権 4,814千円</p> <p>ソフトウェア 677,186千円</p> <p>電話施設利用権 825千円</p> <p>2. 関係会社項目</p> <p>関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>流動資産</td> <td>未収収益</td> <td>367,395千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>未払費用</td> <td>694,532千円</td> </tr> </table>	流動資産	未収収益	367,395千円	流動負債	未払費用	694,532千円	<p>1. 固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物 373,021千円</p> <p>器具備品 229,532千円</p> <p>商標権 5,582千円</p> <p>ソフトウェア 653,371千円</p> <p>電話施設利用権 905千円</p> <p>2. 関係会社項目</p> <p>関係会社に関する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものが含まれております。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>流動資産</td> <td>未収収益</td> <td>379,257千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>未払費用</td> <td>641,087千円</td> </tr> </table>	流動資産	未収収益	379,257千円	流動負債	未払費用	641,087千円
流動資産	未収収益	367,395千円											
流動負債	未払費用	694,532千円											
流動資産	未収収益	379,257千円											
流動負債	未払費用	641,087千円											

(損益計算書関係)

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
<p>1. 役員報酬の限度額</p> <p>取締役 年額250,000千円</p> <p>監査役 年額 50,000千円</p> <p>2. 固定資産除却損の内訳</p> <p>建物 4,738千円</p> <p>器具備品 5,960千円</p> <p>ソフトウェア 1,079千円</p> <p>3. 法人税等には、法人住民税および事業税が含まれております。</p>	<p>1. 役員報酬の限度額</p> <p>同左</p> <p>2. 固定資産除却損の内訳</p> <p>建物 3,634千円</p> <p>器具備品 5,271千円</p> <p>ソフトウェア 1,560千円</p> <p>3.</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月28日 定時株主総会	普通 株式	1,800,000	75,000	平成18年3月31日	平成18年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	2,364,000	98,500	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(リース取引関係)

第22期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)																																																																				
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> <th style="text-align: center;">その他</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">91,585千円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">91,585千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">39,283千円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">39,283千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">52,301千円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">52,301千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内</th> <th style="text-align: center;">1年超</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td style="text-align: right;">18,391千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">38,155千円</td> <td style="text-align: right;">56,546千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">20,361千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">16,593千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,717千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 該当事項はありません。</p>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	91,585千円	-	91,585千円	減価償却累計額相当額	39,283千円	-	39,283千円	期末残高相当額	52,301千円	-	52,301千円		1年以内	1年超	合計	未経過リース料	18,391千円			期末残高相当額		38,155千円	56,546千円	支払リース料	20,361千円	減価償却費相当額	16,593千円	支払利息相当額	1,717千円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> <th style="text-align: center;">その他</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">90,601千円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">90,601千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">29,608千円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">29,608千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">60,993千円</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: right;">60,993千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">1年以内</th> <th style="text-align: center;">1年超</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td style="text-align: right;">22,595千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td></td> <td style="text-align: right;">39,602千円</td> <td style="text-align: right;">62,197千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>当期の支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">25,173千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">20,191千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">1,754千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>利息相当額の算定方法 同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引 同左</p>		器具備品	その他	合計	取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円	減価償却累計額相当額	29,608千円	-	29,608千円	期末残高相当額	60,993千円	-	60,993千円		1年以内	1年超	合計	未経過リース料	22,595千円			期末残高相当額		39,602千円	62,197千円	支払リース料	25,173千円	減価償却費相当額	20,191千円	支払利息相当額	1,754千円
	器具備品	その他	合計																																																																		
取得価額相当額	91,585千円	-	91,585千円																																																																		
減価償却累計額相当額	39,283千円	-	39,283千円																																																																		
期末残高相当額	52,301千円	-	52,301千円																																																																		
	1年以内	1年超	合計																																																																		
未経過リース料	18,391千円																																																																				
期末残高相当額		38,155千円	56,546千円																																																																		
支払リース料	20,361千円																																																																				
減価償却費相当額	16,593千円																																																																				
支払利息相当額	1,717千円																																																																				
	器具備品	その他	合計																																																																		
取得価額相当額	90,601千円	-	90,601千円																																																																		
減価償却累計額相当額	29,608千円	-	29,608千円																																																																		
期末残高相当額	60,993千円	-	60,993千円																																																																		
	1年以内	1年超	合計																																																																		
未経過リース料	22,595千円																																																																				
期末残高相当額		39,602千円	62,197千円																																																																		
支払リース料	25,173千円																																																																				
減価償却費相当額	20,191千円																																																																				
支払利息相当額	1,754千円																																																																				

（有価証券関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	60,000	61,674	1,674
小計	60,000	61,674	1,674
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
合計	60,000	61,674	1,674

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
1,661,631	138,848	217

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 65,851千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

4. その他有価証券で時価のあるもの

区 分	取得原価（千円）	貸借対照表日における 貸借対照表計上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	-	-	-
小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他（投資信託）	3,031,000	3,014,115	16,884
小計	3,031,000	3,014,115	16,884
合計	3,031,000	3,014,115	16,884

5. 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当事項はありません。

6. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
574,322	3,196	112,873

7. 時価のない主な有価証券の内容

貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式（店頭売買株式を除く） 83,246千円

8. その他有価証券のうち満期があるものおよび満期保有目的の債券の今後の償還予定額

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

第22期（平成19年3月31日現在）

1．取引の状況に関する事項

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．取引の時価等に関する事項

区分	種類	第22期(平成19年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	59,269	-	59,231	38
合計		59,269	-	59,231	38

（注1）時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

第23期（平成20年3月31日現在）

1. 取引の状況に関する事項

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）	
(1)取引の内容	為替予約取引を利用しております。
(2)取引に対する取組方針	実需の範囲内でのみデリバティブ取引を利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。
(3)取引の利用目的	その他有価証券に含まれる為替変動リスクを低減する目的で行っております。
(4)取引に係るリスクの内容	為替相場の変動によるリスクを有しておりますが、取引先は信用度の高い金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。
(5)取引に係るリスク管理体制	取引の方針については社内会議で審議のうえ個別決裁により決定し、取引の実行とその内容の確認についてはそれぞれ担当所管を分離して実行しております。また、リスク管理については当該担当所管にて実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。
(6)取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

区分	種類	第23期(平成20年3月31日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	523,028	-	508,267	14,760
	合計	523,028	-	508,267	14,760

(注1) 時価の算定方法

取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(退職給付関係)

第22期(平成19年3月31日現在)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)を適用しております。

(1)	退職給付債務	(平成19年3月31日現在)	(千円)
	退職給付債務	(期末自己都合要支給額)	182,197
	退職給付引当金		182,197
(2)	退職給付費用		(千円)
	勤務費用		48,032
	確定拠出年金	拠出額	25,920
	退職給付費用		73,952

第23期(平成20年3月31日現在)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

当社は、当事業年度末から原則法を適用しております。

(1)	退職給付債務	(平成20年3月31日現在)	(千円)
	退職給付債務		334,280
	退職給付引当金		334,280
(2)	退職給付費用		(千円)
	勤務費用		165,213
	確定拠出年金	拠出額	29,631
	退職給付費用		194,844

3. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	第23期 (平成20年3月31日)
(1) 割引率(%)	1.5
(2) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第22期	第23期
	(平成19年3月31日現在)	(平成20年3月31日現在)
繰延税金資産	(千円)	(千円)
未払事業税	172,434	197,866
未払事業所税	5,303	5,714
賞与引当金	227,039	279,947
未払法定福利費	24,208	27,884
未払確定拠出年金掛金	1,506	2,610
減価償却超過額（一括償却資産）	12,020	10,139
繰延資産償却超過額（税法上）	20,071	27,940
その他（未払金等）	590	1,807
退職給付引当金	74,154	136,052
役員退職慰労引当金	49,358	72,949
ゴルフ会員権評価損	3,135	3,135
貸倒引当金繰入額	18,442	14,840
其他有価証券評価差額金	-	6,871
繰延税金資産合計	608,266	787,759
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	681	-
繰延税金負債合計	681	-
差引繰延税金資産の純額	607,584	787,759

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

第22期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

第23期については、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（持分法損益等）

第22期(平成19年3月31日現在)	第23期(平成20年3月31日現在)
関連会社に関する投資の金額 149,700千円	
持分法を適用した場合の投資の金額 329,065千円	
持分法を適用した場合の投資利益の金額 75,398千円	

(関連当事者との取引)

第22期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主	第一生命保険相互会社	東京都千代田区	4,200億円（基金および基金償却積立金）	生命保険業	（被所有）直接50%	兼務1名，出向3名，転籍2名	資産の運用および助言、当社設定投信の販売	資産運用の助言の顧問料の受入	841,610	未収収益	240,078
								販売手数料の支払	48,822	-	-
								保険料の支払	5,031	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注3) 保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	DLIBJ Asset Management International Ltd.	London United Kingdom	4,000千GBP	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	875,761	未払費用	447,362
	DLIBJ Asset Management U.S. A., Inc.	New York U.S.A.	4,000千USD	資産の運用	（所有）直接100%	兼務2名	当社預り資産の運用	当社預り資産の運用の顧問料の支払	461,432	未払費用	246,903

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を含めた規定に基づく個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有（被 所有） 割合	関係内容		取引の内 容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
兄弟 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	6,500 億円	銀行 業	-	-	当社設 定投信 の 販売	投資信託 の販売代 行手数料	1,987,532	未払 手 数 料	198,163
	株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都 千代田 区	10,709 億円	銀行 業	-	-	当社設 定投信 の 販売	投資信託 の販売代 行手数料	576,293	未払 手 数 料	97,572
	みずほ第一 フィナンシャ ルテクノロ ジー株式会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究 等	-	-	当社預 り資産 の 運用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払 業務委託 料の支払	355,655 21,239	未払 費用 -	161,101 -

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を含めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注2）資産運用の顧問料は、一般的取引条件を含めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注3）業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。
- （注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

(1)親会社および法人主要株主等

属性	会社等の 名称	住所	資本金又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有（被所 有）割合	関係内容		取引の内 容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
法人 主 要 株 主	第一生命 保険相互 会社	東京都 千代田 区	4,200億円 （基金およ び基金償却 積立金）	生命保 険業	（被所有） 直接50%	兼務 1名, 出向 3名, 転籍 2名	資産の運 用および 助言、当社 設定投信 の販売	資産運用 の 助言の顧 問料の受 入	833,702	未収 収益	219,740
								販売手 数 料の支 払	46,452	-	-
								保険料の 支払	5,707	-	-

取引条件および取引条件の決定方針等

- （注1）資産運用の助言の顧問料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注2）支払販売手数料は、一般的取引条件を定めた規定に基づく個別契約により決定しております。
- （注3）保険料は、一般的取引条件と同様に決定しております。
- （注4）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(2)子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所 有（被 所有） 割合	関係内容		取引の内 容	取引 金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
子 会 社	DIAM International Ltd	London United kingdom	4,000 千GBP	資産 の運 用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運 用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	1,096,514	未払 費用	456,913
	DIAM U.S.A., Inc.	New York U.S.A.	4,000 千USD	資産 の運 用	(所有) 直接 100%	兼務 2名	当社預 り資産 の運 用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払	466,450	未払 費用	184,052

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額および期末残高には、免税取引のため消費税等は含まれておりません。

(3)兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資金	事業 の内容 又は 職業	議決権 等の所 有（被 所有） 割合	関係内容		取引の内 容	取引 金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
						役員 の兼 任等	事業上 の関 係				
兄 弟 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	6,500 億円	銀行 業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売	投資信託 の販売代 行手数料	2,104,660	未払 手数料	145,839
	株式会社 みずほコーポレート銀行	東京都 千代田 区	10,709 億円	銀行 業	-	-	当社設 定投資 信託の 販売	投資信託 の販売代 行手数料	739,368	未払 手数料	137,112
	みずほ第一 フィナンシャ ルテクノ ロジー株式 会社	東京都 千代田 区	2億円	金融 技術 研究 等	-	-	当社預 り資産 の 運 用	当社預り 資産の運 用の顧問 料の支払 業務委託 料の支払	340,983 16,800	未払 費用 -	153,240 -

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 資産運用の顧問料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注3) 業務委託料は、委託業務に係る人件費から算出された手数料に基づく個別契約により決定しております。

(注4) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 605,681円10銭 1株当たり当期純利益金額 197,762円99銭	1株当たり純資産額 755,695円99銭 1株当たり当期純利益金額 248,973円42銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債および転換社債を発行していないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
当期純利益	4,746,311千円	5,975,362千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	4,746,311千円	5,975,362千円
期中平均株式数	24,000株	24,000株

(重要な後発事象)

第22期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)	第23期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
	平成20年3月28日開催の取締役会の決議により、平成20年4月1日付にて100%出資の子会社DIAM SINGAPORE PTE.LTD.を設立し、その後、平成20年4月14日付にて株主割当増資を実施いたしました。(出資の総額400,000千円、資本金400,000千円)

[次へ](#)

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

区分	注記番号	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比（％）
（資産の部）				
流動資産				
現金・預金			12,331,764	
前払費用			113,461	
未収委託者報酬			3,183,483	
未収運用受託報酬			1,545,690	
未収投資助言報酬			377,271	
未収収益			258,713	
繰延税金資産			502,506	
その他			55,461	
流動資産合計			18,368,353	77.6
固定資産				
有形固定資産			510,393	2.1
建物	1	310,866		
器具備品	1	146,942		
建設仮勘定		52,584		
無形固定資産			708,817	3.0
商標権	1	1,719		
ソフトウェア	1	561,075		
ソフトウェア仮勘定		138,221		
電話加入権		7,148		
電話施設利用権	1	651		
投資その他の資産			4,096,042	17.3
投資有価証券		766,642		
関係会社株式		1,661,144		
繰延税金資産		317,458		
長期差入保証金		1,169,961		
その他		207,761		
貸倒引当金		26,925		
固定資産合計			5,315,252	22.4
資産合計			23,683,606	100.0

区分	注記番号	第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）		
		内訳（千円）	金額（千円）	構成比（％）
（負債の部）				
流動負債				
預り金			38,403	
未払金			1,779,310	
未払収益分配金		8,311		
未払償還金		50,646		
未払手数料		1,373,667		
その他未払金		346,684		
未払費用			1,572,614	
未払法人税等			1,594,756	
未払消費税等			91,285	
前受収益			12,580	
賞与引当金			715,530	
その他			365	
流動負債合計			5,804,848	24.5
固定負債				
退職給付引当金			369,364	
役員退職慰労引当金			147,947	
固定負債合計			517,311	2.2
負債合計			6,322,159	26.7
（純資産の部）				
株主資本				
資本金			2,000,000	8.4
資本剰余金			2,428,478	10.2
資本準備金		2,428,478		
利益剰余金			13,062,550	55.2
利益準備金		123,293		
その他利益剰余金				
別途積立金		10,040,000		
研究開発積立金		300,000		
運用責任準備積立金		200,000		
繰越利益剰余金		2,399,256		
株主資本合計			17,491,028	73.8
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			129,581	
評価・換算差額等合計			129,581	0.5
純資産合計			17,361,446	73.3
負債・純資産合計			23,683,606	100.0

区分	注記番号	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)		
		内訳(千円)	金額(千円)	百分比(%)
営業外収益				
受取配当金		1,575		
受取利息		30,350		
先物利益		97,476		
雑収入		3,796		
営業外収益合計			133,198	0.7
営業外費用				
為替差損		39,429		
時効成立後支払分配金		198		
投資信託解約損		38,254		
営業外費用合計			77,882	0.4
経常利益			3,981,874	21.9
特別損失				
固定資産除却損		2,315		
特別損失合計			2,315	0.0
税引前中間純利益			3,979,559	21.9
法人税、住民税及び事業税		1,585,387		
法人税等調整額		49,860	1,635,247	9.0
中間純利益			2,344,311	12.9

(3) 中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

	株主資本							
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金					株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任 準備積立金	繰越利益 剰余金	
平成20年3月31日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	7,040,000	300,000	200,000	6,054,944	18,146,716
中間会計期間中の 変動額								
剰余金の配当 （千円）							3,000,000	3,000,000
別途積立金の 積立（千円）				3,000,000			3,000,000	-
中間純利益（千円）							2,344,311	2,344,311
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）（千円）								
中間会計期間中の 変動額合計（千円）	-	-	-	3,000,000	-	-	3,655,688	655,688
平成20年9月30日 残高（千円）	2,000,000	2,428,478	123,293	10,040,000	300,000	200,000	2,399,256	17,491,028

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成20年3月31日 残高（千円）	10,012	18,136,703
中間会計期間中の 変動額		
剰余金の配当 （千円）		3,000,000
別途積立金の 積立（千円）		-
中間純利益（千円）		2,344,311
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 （純額）（千円）	119,568	119,568
中間会計期間中の 変動額合計（千円）	119,568	775,257
平成20年9月30日 残高（千円）	129,581	17,361,446

[前へ](#) [次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第24期中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
1. 有価証券の評価基準および評価方法	(1)子会社株式および関連会社株式 ：移動平均法による原価法 (2)その他有価証券 時価のあるもの：中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの：移動平均法による原価法
2. デリバティブ取引の評価基準および評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く）：定率法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 ... 10～15年 器具備品 ... 2～15年 (2)無形固定資産（リース資産を除く）：定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）：リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
4. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金：一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金：従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来支給見込額を計上しております。 (3)退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (追加情報) 従来、退職給付債務の算定については「退職給付会計に関する実務指針」に定められる簡便法を採用していましたが、前事業年度末から原則法に変更いたしました。 なお、上記の通り退職給付債務の算定方法の変更が前事業年度末に行われたため、前中間会計期間は従来の方によっております。したがって、前中間会計期間は、前事業年度末と同一の方法によった場合と比較して、税引前中間純利益は104,743千円多く計上されております。 (4)役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。
5. 外貨建ての資産および負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
6. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理：消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

会計方針の変更	<p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号）および「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準および適用指針を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>これによる当中間会計期間における中間貸借対照表および中間損益計算書に与える影響はありません。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
表示方法の変更	<p>（中間貸借対照表）</p> <p>1．前中間会計期間において「未収収益」に含めて表示していた投資一任契約による未収運用受託報酬および投資助言契約による未収投資助言報酬は、当中間会計期間から「未収運用受託報酬」および「未収投資助言報酬」として区分掲記しております。なお、前中間会計期間末における「未収運用受託報酬」の金額は1,600,614千円であり、「未収投資助言報酬」の金額は410,692千円であります。</p> <p>2．前中間会計期間において「ソフトウェア」に含めて表示していた「ソフトウェア仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間から区分掲記しております。なお、前中間会計期間末における「ソフトウェア仮勘定」の金額は27,931千円であります。</p> <p>（中間損益計算書）</p> <p>前中間会計期間において「顧問料」として表示していた「運用受託報酬」および「投資助言報酬」は、当中間会計期間から区分掲記しております。なお、前中間会計期間における「運用受託報酬」の金額は2,551,064千円であり、「投資助言報酬」の金額は735,233千円であります。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項目	第24期中間会計期間末 （平成20年9月30日現在）	
1．固定資産の減価償却累計額	建物	... 401,730千円
	器具備品	... 261,226千円
	商標権	... 5,967千円
	ソフトウェア	... 549,824千円
	電話施設利用権	... 945千円

（中間損益計算書関係）

項目	第24期中間会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）	
1．減価償却実施額	有形固定資産	... 62,606千円
	無形固定資産	... 103,590千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
普通株式	24,000	-	-	24,000
合計	24,000	-	-	24,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年6月27日 定時株主総会	普通株式	3,000,000	125,000	平成20年3月31日	平成20年6月30日

(リース取引関係)

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

リース資産の内容
該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引（通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの）

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および中間期末残高相当額

	器具備品
取得価額相当額	90,601千円
減価償却累計額相当額	40,972千円
中間期末残高相当額	49,629千円

未経過リース料中間期末残高相当額

1年以内	1年超	合計
22,920千円	28,059千円	50,980千円

当中間会計期間に係る支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	12,048千円
減価償却費相当額	11,363千円
支払利息相当額	831千円

第24期中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース資産の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末（平成20年9月30日現在）

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの
該当事項はありません。
2. 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。
3. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額(千円)	差額 (千円)
株式	371,914	304,829	67,084
債券	-	-	-
その他(投資信託)	529,999	378,566	151,433
合計	901,914	683,396	218,518

4. 時価評価されていない有価証券

その他有価証券

非上場株式(店頭売買株式を除く)

中間貸借対照表計上額

83,246千円

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の契約額等、時価および評価損益の状況

1. 通貨関連

対象物の種類	取引の種類	第24期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
通貨	為替予約取引 売建				
	米ドル	26,961	-	26,289	672
	香港ドル	33,800	-	34,075	275
	豪ドル	91,717	-	87,387	4,329
	シンガポールドル	16,233	-	16,323	89
	合計	168,712	-	164,076	4,636

2. 株式関連

対象物の種類	取引の種類	第24期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)			
		契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超(千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
株式	株価指数先物取引 売建	358,295	-	333,026	25,268
	合計	358,295	-	333,026	25,268

(持分法損益等)

第24期中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

1株当たり純資産額 723,393円61銭
1株当たり中間純利益金額 97,679円66銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第24期中間会計期間
(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

中間純利益	2,344,311千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益	2,344,311千円
期中平均株式数	24,000株

(重要な後発事象)

第24期中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)
該当事項はありません。

[前](#)△

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成20年3月末現在 247,231百万円

c. 事業の内容

日本において信託銀行業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の「販売会社一覧表」の通りです。

(平成20年3月末現在)

名称	資本金の額 (単位：百万円)	事業の内容
株式会社みずほ銀行	650,000	日本において銀行業務を営んでおります。
立花証券株式会社	6,695	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
水戸証券株式会社	12,272	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

a. 名称

DIAM International Ltd

b. 資本金の額

平成20年12月末現在 400万ポンド

c. 事業の内容

イギリスにおいて投資顧問業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

「受託会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 委託会社の指図に基づく信託財産の管理、保管、処分
- (2) 信託財産の計算
- (3) 信託財産に関する報告書の作成
- (4) その他上記に付帯する業務

「販売会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 募集、販売の取扱い
- (2) 追加設定の申込事務
- (3) 信託契約の一部解約事務
- (4) 受益者に対する一部解約金、収益分配金および償還金の支払い
- (5) 受益者に対する投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の交付
- (6) その他上記に付帯する業務

「投資顧問会社」は、以下の業務を行います。

- (1) 当ファンドおよびマザーファンドの信託財産の運用の助言

3【資本関係】

委託会社はDIAM International Ltdの株式を100%保有しています。
その他委託会社と上記関係法人間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

当ファンドについては、当特定期間の間に、次の書類を提出いたしました。

書類名	提出年月日
有価証券報告書	平成20年12月10日
有価証券届出書の訂正届出書	平成20年12月10日
臨時報告書	平成20年9月22日、平成20年12月16日

独立監査人の監査報告書

平成21年4月21日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ボンド・ポート 毎月決算コース(為替ヘッジなし)の平成20年9月11日から平成21年3月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ボンド・ポート 毎月決算コース(為替ヘッジなし)の平成21年3月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月13日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月12日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 禎良 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山内 正彦 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているD I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、D I A Mアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年10月23日

D I A Mアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 佐々木 貴司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル・ボンド・ポート 毎月決算コース（為替ヘッジなし）の平成20年3月11日から平成20年9月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル・ボンド・ポート 毎月決算コース（為替ヘッジなし）の平成20年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

D I A Mアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 山本 禎 良 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 山内 正 彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。